

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2018-20  
September 28, 2018

### 目次

要旨.....	1
将来の保険契約給付に係る負債 およびキャッシュ・フローの仮定 の更新.....	3
将来の保険契約給付に係る負債 における割引率の仮定.....	13
将来の保険契約給付に係る負債 に関する移行措置.....	16
その他の年金給付.....	20
繰延契約獲得費用.....	20
繰延契約獲得費用と整合的な 償却が必要なその他の残高..	24
繰延契約獲得費用と整合的な方法 により償却することが認められて いるその他の残高.....	25
契約獲得費用および繰延契約 獲得費用と整合的に償却される その他の残高の移行措置.....	26
市場リスク給付.....	27
市場リスク給付に関する 移行措置.....	34
新しいガイダンスの再保険契約 への影響.....	35
表示および開示.....	36
付録A－主要な要求事項の 概要.....	39
付録B－市場リスク給付に係る 一般的な保険契約の分析.....	44

## FASBの保険者の長期契約に関する新しい会計処理 の詳細

### 概要

米国財務会計基準審議会(以下「FASB」とする)の新しいガイダンスは、保険会社により発行された長期契約に関する測定モデルおよび開示要求事項の主要な要素を改定した。これは、過去 40 年における生命保険会社に関する米国会計基準を適用した財務報告における最大の変更である。

FASB の目的は、長期契約に関する会計の改善、単純化および強化にある。全体として、報告される利益への影響が大きく、そして利益の変動性が高まるであろう。さらに、導入においては、システム、プロセスおよび統制手続に対する重大な変更を必要とし、従前において把握していなかった、数理モデルにおける測定に関して必要とされるフォーマットおよびグループを含むデータの蓄積が要求される。

保険会社、投資家、およびその他の利害関係者は、影響を十分に評価するために新しいガイダンスを理解する必要があるであろう。この In depth は新しいガイダンスを詳細に説明し、主要な要求事項の表形式による要約を 2 つの付録として含めている。

### 要旨

FASB の新たなガイダンスである [会計基準アップデート\(ASU\) 2018-12「金融サービスー保険契約\(Topic944\)長期契約の会計処理」](#)は、長期契約および投資契約の会計処理および開示についての 4 つの主要な領域を修正する対象を特定した改善である。

ASU「長期契約の会計処理」は、保険者と再保険者が引受けまたは移転させた「長期契約」の特定の側面の会計処理を対象としている。長期契約とは、一般に、契約条項が一方的に変化することなく、長期間にわたり(保険による補償を含む)様々な機能およびサービスの履行を求める契約である。その例としては、多くの定期保険契約および終身生命保険契約、年金保険契約のような、保険者によって解約不能または更新保証契約が挙げられる。

権原保険、金融保証および抵当保証契約は長期契約であると考えられることができるが、これらは、ASC 944「金融サービスー保険」に記載されている、死亡リスク、長寿リスクおよび罹病リスクを伴う特有の契約および投資契約を対象とする、新しいガイダンスの範囲ではない。

## 将来の保険契約給付に係る負債およびキャッシュ・フローの仮定の更新

改訂されたガイダンスは、平準純保険料方式を使用して測定される伝統的な無配当保険契約および短期払込契約に適用される。年次またはより頻度の高い仮定の更新が求められ、給付費用において独立した構成要素として、遡及的に認識した負債の影響額を表示することが要求される。不利な変動に対する安全割増はない。純保険料率は、保険料欠損テストに代えて 100%に上限が設けられている。異なった発行年度からの契約は、もはや、同一のグループとしてまとめる取扱いは認められず、事実上、損失が発生している状況の契約を決定するための集約レベルが低下する結果がもたらされる。

割引率は、予想運用利回りではなく、むしろ負債のデュレーション特性を反映した中級上位の格付け(低信用リスク)である固定利付投資(A 格)に標準化される。割引率は、各報告期間日において更新されることが要求され、割引率の変動における負債の影響を、その他の包括利益において計上される。契約開始日の割引率は、給付費用の目的で固定される。

## 公正価値における市場リスク給付

新しいガイダンスでは「市場リスク給付」の用語を導入し、市場リスク給付の定義に合致する性質についての会計を変更した。名目以外の資本市場リスクを有する特定の契約または契約の性質については、公正価値の構成要素のうち、その他の包括利益で認識される保険商品に固有の信用リスクの変化を表す部分を除き、公正価値で測定しその変動が純損益において認識される。本ガイダンスは、変額年金および定額年金の両契約における各種の最低保証モデル(GMXB)に適用され、その中には、現在、保険モデルで会計処理されている死亡給付および年金給付の最低保証モデルも含まれる。

## 繰延契約獲得費用の償却の簡素化

伝統的保険契約および短期払込契約、ユニバーサル生命保険契約および有配当契約など、ほとんどすべての種類の長期契約および投資契約について、繰延契約獲得費用の定額償却が要求される。利息は、繰延契約獲得費用残高に対して付与されない。将来の予想更新手数料等のような契約獲得費用は、発生時においてのみ償却額の計算に算入される。

単純化された償却は、販売誘因資産およびユニバーサル生命保険の未稼得収益負債に適用する必要がある。単純化された償却は、現在においては、将来利益の現在価値や再保険原価など、繰延契約獲得費用と整合的な方法で償却されている他の残高に適用される可能性がある。繰延契約獲得費用は、もはや減損テストの対象にはならないが、繰延契約獲得費用と整合的に償却されたその他の残高については、減損について評価を実施する必要がある。

## 開示の強化

将来の保険契約給付に係る負債、保険契約者勘定、市場リスク給付、繰延契約獲得費用、および販売誘因残高に関する調整表の細分化を含む、重要な追加的な開示が要求される。また、予想キャッシュ・フロー、見積りおよび仮定に関する定性的および定量的な情報も要求される。

## 発効日

ガイダンスは、2021年1月1日に開始する暦年の事業年度における公開企業に対して発効する。その他の企業は、1年間の延期が適用される。早期適用は許容される。

長期契約の会計処理は、2021年(非公開事業企業については2022年)に適用されることが求められているが、移行日(再測定日)は、財務諸表に表示されている最先の年の開始日であり、SECに提出する暦年を事業年度とする公開企業については、2019年1月1日である。したがって、これらの企業は、以前に発行した財務諸表を2019年1月1日に遡及して修正再表示する必要がある。結果として、保険者は、2019年1月までに追加データの収集と保存を開始する必要がある。

主要な変更のそれぞれについて、以下のセクションでより詳細に説明する。主要な要求事項の概要については付録Aを参照のこと。

## 将来の保険契約給付に係る負債およびキャッシュ・フローの仮定の更新

### 将来の保険契約給付に係る負債の見積り

ASC 944-40-25-8は、予想される保険給付(すなわち、見積られる将来の死亡、就労不能もしくは他の保険金ならびに解約返戻金)が、認識された保険料収益に比例して発生するように、無配当の伝統的生命保険契約および短期払込契約の将来の保険契約給付に係る負債が決定され、損益計算書を基礎としたマージン・アプローチを維持している。これは、「平準純保険料」アプローチと呼ばれる方法によって達成される。このアプローチの下では、実際の経験が予測どおりとなる場合、各年に報告される引受利益は、保険料の一定割合となる。保険料は、支払い期日において収益として認識される。

負債は、将来の給付および関連する保険金費用の現在価値から将来の純保険料の現在価値を差し引いた金額とし、純保険料は、純保険料の契約に基づく営業保険料に純保険料率を乗じて算出する。

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{給付および関連する保険金費用の現在価値}}{\text{営業保険料の現在価値}}$$

負債は、同様に、契約開始時から認識される保険料収益に、純保険料率を乗じた額からすでに支払われた給付および費用を差し引いた金額と考えることもできる。

関連する保険金費用は、解約および決済の関する費用を含み、契約獲得費用および投資経費、一般管理費、契約維持費、商品開発費、市場調査費および一般間接費もしくはASC 944-720-25-2に基づき費用計上が要求されるその他の費用などの非保険金関連費用を除く。

保険料、保険給付および保険金関連費用のキャッシュ・フローは、死亡率、罹病率、解約、保険金関連費用、およびそれらの費用に対するインフレの潜在的影響などの仮定を含む方法を用いて見積られる。保険給付には、利息、年次寄付金、転換権など、保険契約者に対するすべての保証されたキャッシュ・フローが含まれる。

長期契約の会計処理は、不利な変動に対する安全割増の要求事項を削除した。この要求事項は、固定(ロック・イン)された仮定からの好ましくない逸脱の可能性に備えるため、評価日ごとに準備金を積立てることを意図していた。仮定の更新に伴い、この準備金はもはや不要となり、長期契約の会計処理は、見積られた負債を計上する際に、最も可能性の高い将来の事象の最善の見積りを組込という伝統的な一般に公正妥当な会計基準の考え方に合致するようになる。

ASC 944-40-30-11 は、死亡率の仮定は、予想死亡率の推定に基づくべきであると述べ、ASC 944-40-30-12 は、罹病率の仮定は、就労不能の予想発生率および保険金費用の推定に基づくべきであると述べている。死亡率は、様々な年齢で死亡する保険契約者の可能性を表し、したがって、死亡率の仮定は、長期生命保険に係る負債および年金契約に係る負債の計算に不可欠な構成要素を含んでいる。罹病率は、疾患または病気が発生する可能性を表し、したがって、罹病率の仮定は、就労不能、長期介護、事故および健康のような保険カバーに組み込まれる。ASC 944-40-30-13 は、逆選択または逆選択の危険と同様に、罹病率の仮定を考慮する際に、就労不能および種類の保険および他の要因(職種、待機期間、性別、年齢、給付期間など)に対する保険金費用の予想される発生率が考慮すべきであると述べている。

ASC 944-40-30-14 は、契約の解約の仮定は、予想解約率および契約上の不可没収給付金付(例えば、現金価値、払済保険金額または長期保険の保険金額)を使用する予想される解約や予想される不可没収給付金付の見積りに基づくべきであるとしている。解約率は、保険プラン、契約年齢、発行年、保険料の払込回数などにより異なる可能性がある。企業の実際の事業の組み合わせを反映している場合に限り、合成レートは、使用される可能性がある。

保険金関連費用の仮定は、インフレーションの影響の可能性を考慮した、保有契約を清算するために保険者が負担する見積費用を表し、そして、解約または支払いの費用を含める。これらの見積りは、一般的に、保険料に対する割合、各契約、解約、または処理された保険金に対する割合として表される。

### **質問**

新しいガイダンスは、キャッシュ・フローの推計に用いるための前提条件をどのように決定するかを変動しているか。

### **PwC の回答**

いいえ。ただし、実際には主要な仮定(例えば、死亡率、罹病率、失効率、投資利回など)の主要な仮定にそれぞれ含まれていた、不利な変動に対する安全割増の排除を除き、変更はない。しかし、後述するように、割引率(非保険の仮定)に変更がある。

## 仮定の更新

新しいガイダンスより前は、保険料不足が存在しない限り、仮定は「固定(ロック・イン)」されていた。新しいガイダンスでは、死亡率、罹病率、解約率を含む純保険料率の算定に用いられる仮定(費用に関する仮定を除く)は、年次で見直し(必要に応じて更新)が要求され、仮定が改定されるべきであると示唆される証拠がある場合には、より頻繁に見直す必要がある。改定された純保険料率は、過去の実績および将来における新しい仮定を用いて算出する。

$$\begin{array}{l} \text{改定された} \\ \text{純保険料率} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{過去の実績給付額および関連する保険金費用の現在価値} \\ + \text{更新された将来給付額および関連する保険金費用の現在価値} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{営業保険料の実績の現在価値} \\ + \text{更新された将来営業保険料の現在価値} \end{array}}$$

改定された純保険料率は、契約開始時において、開始時の割引率を用いて算出する。

他の保険金関連費用の仮定を定期的に配賦・更新する業務上の負担を軽減するために、企業は、これらの費用の仮定を固定する取扱いを、全社的な会計方針として選択できる。

改定された純保険料率を用いて、当事業年度の期首における将来の保険契約給付に係る負債を更新し、前期のキャッシュ・フロー仮定を用いて当事業年度の期首において計算した将来の保険契約給付に係る負債と比較する。おそらく、現在の報告期間の開始が SEC 登録企業の四半期の開始となるが、他の解釈が適切である可能性がある。

伝統的な保険契約では、更新された負債と以前の値の差異は、当期損益計算書の独立した勘定科目として表示される「再測定損益」(累積的調整)である。短期払込契約については、将来の保険契約給付に係る負債の変動が繰延利益負債に影響を及ぼす。繰延利益負債は、契約開始時から再計算し、期首と比較して再測定の損益を決定する。補足的な情報は、短期払込契約のセクションを参照のこと。

当期の期首において適用する改定された純保険料率は、同様に、当期の保険料収益に基づく当期の給付費用の算定にあたり使用される。その後の期間においては、キャッシュ・フローの仮定が変更されない限り、改定された純保険料率を用いて将来の保険契約給付に係る負債を計上する。

## キャッシュ・フローの仮定の更新の頻度

前述のように、キャッシュ・フローの仮定は、年次で(毎年同じ時期に)見直し(必要に応じて更新)が要求されている、または、従前のキャッシュ・フローの仮定が修正されるべきであると示唆する証拠がある場合には、期中においてより頻繁に見直される。将来の保険契約給付に係る負債もまた、年間ベースにおいて実績に関して更新されることが要求されるが、キャッシュ・フローの仮定が更新された場合には、年次の評価の間においても更新されることが要求される。

## 質問

保険者は、純保険料率を年次よりも頻繁に更新してもよいか。

## PwC の回答

FASB の意図は、年次レビュー（証拠が示唆する場合は、より頻繁な更新）を規定するという意図は、頻繁な改定を行わなければならないという管理上の負担を軽減することであった。ただし、誘因がない場合において純保険料率キャッシュ・フローの更新頻度を高める取扱いは、禁止されていない。例えば、一部の企業は、再評価に関する誘因を開発および監視するよりも、四半期毎に純保険料率を計算する能力を有しており、運用上簡単であり費用が安いと感じることさえある。実際のキャッシュ・フローの変動および保有契約の変動を年次以上に頻繁に純保険料率を更新することは、それらが発生した期間において、実績差異と対応させる結果をもたらすであろう。

企業が更新を実施する場合、企業の目標は、測定日で利用可能な最善の情報を用いた、改定済みの純保険料率を作成するために、実際のキャッシュ・フロー、保有保険契約、および将来の潜在的なキャッシュ・フローの仮定を含むすべてのキャッシュ・フローの構成要素を更新するべき点にある。すなわち、企業は、より詳細な実績調査および将来の仮定の見直しが年度後半に予定される場合もあるが、将来の予測の見直しの必要性を考慮せずに、単に過去のキャッシュ・フローおよび保有契約を更新することを選択することはできない。同様に、ASC 944-40-35-6 は、キャッシュ・フローの仮定が変更される場合は、常に、実績に関する更新を要求している。

## 負債割引率の更新

改定後の純保険料率の算出にあたっては、改定後のキャッシュ・フローを当初の契約発行日の割引率（移行日における保有契約については、特殊経過措置ガイダンスを参照）により割引している。改定された純保険料率は、期間において認識される保険料収益に基づいた給付費用を測定するために使用される。

負債の再測定は、直近の割引率を用いて行う必要がある。改定された純保険料率を用いて、将来の純保険料を予測し、改定された将来給付および関連する保険金支払キャッシュ・フローならびに改定された将来純保険料は、直近の負債の割引率を用いて、当期の報告日まで割引かれる。固定された割引率を用いて測定された負債と直近の割引率で測定された負債との差額は、その他の包括利益累計額において表示され、その期間における変動額は、期間費用としてではなく、その他の包括利益として表示される。純保険料率が当期に再計算されなくても、割引率を用いた将来の保険契約給付に係る負債の再測定は、報告期間ごとに更新されることが要求される。利息は、契約発行日の当初の割引率を用いて損益計算書に計上される。

### 例

固定された(当初の発行日)の割引率は3%であり、改定された利率は3.2%である。貸借対照表の再測定に関する将来の保険契約給付に係る調整は、以下のとおりである。

更新された将来給付および関連する保険金費用の現在価値(3.0%を適用)	\$1,200
控除:更新された将来の純保険料の現在価値(3.0%を適用)	(1,050)
	<hr/>
将来の保険契約給付に係る負債(3.0%を適用)	\$150(A)
更新された将来給付および関連する保険金費用の現在価値(3.2%を適用)	\$1,000
控除:更新された将来の純保険料の現在価値(3.2%を適用)	(870)
	<hr/>
将来の保険契約給付に係る負債(3.2%を適用)	\$130(B)
	<hr/>
差額 (A)-(B)	\$20
	<hr/>

過去の期間のその他の包括利益累計額が戻入れられると仮定すると、期末の調整は以下のとおりである。

(借方) 将来の保険契約給付に係る負債	\$20
(貸方) その他の包括利益累計額	\$20

企業が契約グループについて投資するために売却可能負債性証券において運用する場合、その他の包括利益をととして認識される割引率の更新は、株主資本の変動を緩和する。例えば、契約発行後に金利が下落した場合、それに伴う将来の保険契約給付に係る負債に関する費用がその他の包括利益において発生する。この費用は、保険契約の支払いをするために投資している売却可能負債性証券から生じる影響額をその他の包括利益において潜在的に相殺するであろう。新モデルの下では、金利の低下は、損益計算書による損失の認識をもたらさない。

### 例一仮定の更新

以下は、ASC 944-40-55 における「将来の保険契約給付に係る負債の測定に使用された仮定の更新」の事例 6 からの抜粋である。

次の図は、純保険料率(71.1%)の計算であり、比率を総額保険料に乗じて各期間の純保険料を算出したものである。純保険料率の算定にあたっては、キャッシュ・フローの割引率として、当初の契約発行割引率を用いるが、説明の簡略化のために、これを 0%と仮定している。

年度	給付	営業保険料 (A)	純保険料 ((A)×71.1%)
1	\$200.0	\$500.0	\$355.4
2	208.8	474.5	337.2
3	216.1	450.3	320.0
4	222.2	427.3	303.6
5	227.0	405.4	288.1
6	230.7	384.6	273.3
7	233.5	364.8	259.2
8	235.3	346.0	245.9
9	236.3	328.1	233.2
10	236.5	311.2	221.1
11	236.0	295.1	209.7
12	235.0	279.7	198.8
13	233.4	265.2	188.5
14	231.3	251.4	178.6
15	228.7	238.3	169.3
16	225.8	225.8	160.5
17	222.5	214.0	152.1
18	219.0	202.8	144.1
19	215.1	192.1	136.5
20	211.1	182.0	129.3
<b>合計</b>	<b>\$4,504.4</b>	<b>\$6,338.4</b>	<b>\$4,504.4</b>
<b>現在価値(0%)</b>	<b>\$4,504.4</b>	<b>\$6,338.4</b>	<b>\$4,504.4</b>

純保険料率		
給付および費用総額の現在価値(1~20年)	(A)	\$4,504.4
営業保険料総額の現在価値(1~20年)	(B)	6,338.4
<b>純保険料率 (A)/(B) ×100</b>	<b>(C)</b>	<b>71.1%</b>

将来の保険契約給付に係る負債の第一年度末残高は、以下のとおりである。

1年目の計算	
将来給付の現在価値(2~20年)	\$4,304.4
控除: 将来の純保険料の現在価値(2~20年)	4,149.0
<b>将来の保険契約給付に係る負債</b>	<b>\$155.4</b>

年負債計算に基づく1年目の会計処理と、受取保険料(500ドル)および支払給付(200ドル)からのキャッシュ・フローは以下のとおりである。この例では、実際の金額が予想値と等しいため、給付費用は、500ドルの営業保険料に純保険料率71.1%を乗じたものに等しくなる。



会計仕訳(1年目)		
現金 <sup>(a)</sup>	\$300.0	
給付費用 <sup>(b)</sup>	355.4	
収入保険料		\$500.0
将来の保険契約給付に係る負債		155.4

(a) 500ドルの保険料領収、200ドルの給付の控除

(b) 給付金の支払い、200ドルと準備金155.4ドルの変動

第6年度末に、企業は、死亡率の仮定を更新し、その年の不利な実績および見積みキャッシュ・フローへの影響を反映させた。この結果、純保険料率は71.1%から71.8%に変更されました。

第9年度の終わりに、企業は、その年の好ましくない実績および10~20年の予想される死亡率の増加を反映するために、その死亡率の仮定をレビューし、更新した。ASC 944-40-35-6Aにより要求される遡及的修正アプローチに基づき、修正純保険料率を導き出すために、契約開始時点(1-9年)から実際の受取キャッシュ・フロー額(営業保険料総額)および支払(給付総額)が修正後の純保険料率を導き出すために、10-20年分の将来のキャッシュ・フローの仮定とともに含まれる。

更新されたキャッシュ・フロー見積み		
年度	給付	営業保険料
1 (実績)	\$200.0	\$500.0
2 (実績)	208.8	474.5
3 (実績)	216.1	450.3
4 (実績)	222.2	427.3
5 (実績)	227.0	405.4
6 (実績)	276.9	384.6
7 (実績)	280.1	364.7
8 (実績)	282.2	345.8
9 (実績)	283.2	327.8
10	283.4	310.8
11	282.8	294.6
12	281.4	279.2
13	279.3	264.5
14	276.7	250.6
15	273.5	237.4
16	269.9	224.9
17	265.9	213.0
18	261.5	201.8
19	256.8	191.0
20	251.8	180.9
合計	\$5,179.5	\$6,329.1
現在価値(0%)	\$5,179.5	\$6,329.1

純保険料率		
給付および費用総額の現在価値(1~20年)	(A)	\$5,179.5
営業保険料総額の現在価値(1~20年)	(B)	6,329.1
<b>純保険料率 (A)/(B) × 100</b>	(C)	<b>81.8%</b>

改定された純保険料率81.8%は、改定された純保険料の計算に用いられる。再測定損益(この場合は損失)287.4ドル、すなわち期首負債の遡及的修正は、期首の負債の帳簿価額(542.9ドル)と、改定されたキャッシュ・フロー仮定(830.3ドル)を用いて計算された更新された負債とを比較することにより計算される。これらの計算で使用される割引率は、元の(契約発行の)割引率である。

最新の見積り			
年度	給付	営業保険料 (A)	純保険料 ((A)×81.8%)
9	\$283.2	\$327.8	\$268.3
10	283.4	310.8	254.3
11	282.8	294.6	241.1
12	281.4	279.2	228.4
13	279.3	264.5	216.5
14	276.7	250.6	205.1
15	273.5	237.4	194.3
16	269.9	224.9	184.1
17	265.9	213.0	174.3
18	261.5	201.8	165.1
19	256.8	191.0	156.3
20	251.8	180.9	148.0
<b>合計</b>	<b>\$3,266.2</b>	<b>\$2,976.6</b>	<b>\$2,435.9</b>
<b>現在価値(0%)</b>	<b>\$3,266.2</b>	<b>\$2,976.6</b>	<b>\$2,435.9</b>

9年目(年初)の計算			
	従来の見積り	最新の見積り	変動
将来給付の現在価値(9~20年)	\$2,728.1	\$3,266.2	\$538.1
控除: 将来の純保険料の現在価値(9~20年)	2,185.2	2,435.9	250.7
<b>将来の保険契約給付に係る負債</b>	<b>\$542.9</b>	<b>\$830.3</b>	<b>\$287.4</b>

将来の保険契約給付に係る負債の9年目の期末残高(815.4)は、10-20年の修正金額を用いて、将来の保険給付の現在価値から将来の純保険料の現在価値を控除して計算される。当期の給付費用は、再測定損失とは別に計上する。この例では、実際の金額は予想値と等しいため、給付費用は、327.8ドルの営業保険料に81.8%の純保険料率を乗じたもの(268.3)に等しい。

9年目(年度末)の計算	
将来給付の現在価値(2~20年)	\$2,983.0
控除: 将来の純保険料の現在価値(2~20年)	2,167.6
将来の保険契約給付に係る負債	<b>\$815.4</b>

会計仕訳(9年)		
現金 <sup>(a)</sup>	\$44.6	
給付費用 <sup>(b)</sup>	268.3	
負債の再測定損失	287.4	
収入保険料		\$327.8
将来の保険契約給付に係る負債 <sup>(c)</sup>		272.5

- (a) 将来の保険金負債(c)保険料回収額 327.8ドル、支払保険金 283.2ドル控除  
(b) 給付金支払額 283.2ドルと現行の純保険料率 81.8%による準備金の増減 14.9ドル  
(c) 負債再測定は、287.4ドル、当期準備金増減額 14.9ドルを差し引く

272.5ドルは、給付費用(268.3)と負債再測定損失(287.4)から給付金支払額を差し引いた 283.2ドルである。負債の観点からは、272.5ドルは、年初時点での負債の事前見積りと修正見積りの差額(287.4ドル)に、今年の活動の負債の変動 14.9ドル(830.3ドル-815.4ドル)を加えたものである。

### 損失契約

キャッシュ・フローの仮定を定期的に更新する必要があり、純保険料率が100%に上限が設けられているため(純保険料は営業保険料を上回ることはいくつかできない)、無配当の伝統的保険契約および短期払込契約については、もはや保険料不足テストは不要である。給付見込額および保険料を超過する保険金等の取得原価については、速やかに費用処理する。負債の仮定が、少なくとも年に一度更新されることにより、契約が営業保険料を超える純保険料が予想されなくなるような状況が改善すれば、その改善は、再測定のプロセスで捉えられ、そして、改善期の利益に反映されることになる。後述するように、新しいガイダンスでは、買収の延期取得原価はもはや損失の契約測定には含まれていない。

### 集約の水準

現行の一般に公正妥当と認められた会計基準では、特に断りのない限り、個々の契約が会計単位とされている。したがって、現行基準では、契約給付負債の算定にあたり、技術的に逐次の(契約ごと)算定が必要とされている。実際には、将来の保険給付の負債は、個々の保険契約を基礎とするのではなく、むしろ保険契約(セル)が同質であるグループに基づいて計算される。契約のグループを基礎として計算する場合、原則として、同一の仮定を用いた場合には、個別の契約グループは、発行年ごとかつ商品ごとに累積される。

保有契約と同様に終了した契約の履歴情報の使用が要求される遡及的計算の場合、個別契約を基礎として行われる遡及的な計算は、遡及的修正の目的に関する保険契約のグループの一部として維持されることが要求される。ASC 944は、グループは、異なった発行年度の契約を含めることはできないが、グループ分けに関するより具体的なガイダンスは、提供していない。発行年度内の契約をグループ化する際に考慮すべき要素には、保険給付の種類、保険リスクの種類、およびどのように契約が価格付けされるかが挙げられる。

## 質問

保険者は、純保険料率(上限 100%)の計算や将来の保険契約給付に係る負債の算出において、同じ年度内に発行された異なる保険商品のグループ、例えば、終身契約や定期保険契約、もしくは、就労不能保険および長期介護保険をグループとしてまとめられるか。

## PwC の回答

改訂されたガイダンスは、仮定の更新を要求する以外に、負債を計算するために現在用いられているグループ分けを変更することを意図したものではなかった。しかし、純保険料率の適及的修正が必要となるため、個々の保険契約をグループ化する必要とされる。これらのグループ分けは、特定の製品ライン内、あるいは製品レベルを下回るレベルとされることが予想され、おそらく、グループ分けは、同質の保険契約に限定されるであろう。終身保険を就労不能保険または長期介護保険と同じグループに含めるグループ化は、通常、この目的を満たしません。

## 短期払込契約に関する検討事項

短期払込契約のモデルでは、保険料の領収は、稼得プロセスの完了を意味しない。純保険料を超過して受領した営業保険料は、繰延べられなければなりません。この繰延べられた収益額を繰延利益負債としている。現行の一般に公正妥当と認められた会計基準とは異なり、繰延契約獲得費用はもはや繰延利益負債の計算における構成要素ではない。単純化された定額法により償却する一方、繰延利益負債については、(生命保険契約に関しては)保有契約高の割引額または(年金契約に関しては)将来支払給付見込額に関連して償却される。繰延利益負債は、割引キャッシュ・フローに基づいて算出されるため、未償却の繰延利益負債残高に対して利息が発生する。

キャッシュ・フロー仮定の更新とそれに伴う純保険料率の適及的更新は、短期払込契約の場合、将来の保険契約者支払負債だけでなく、支払金額にも影響を及ぼす。すなわち、繰延利益負債は、将来の保険契約給付に係る負債の更新と同時に、適及的修正に基づいて調整される。

キャッシュ・フローの仮定を更新した結果、当期における純損益において認識される再測定損益の純損益は、ASC 944-605-35-1C に以下のように記載されている。

- 契約発行時における繰延利益負債の算定に用いられたキャッシュ・フローの仮定は、過去の実績および更新された将来キャッシュ・フロー仮定を用いて、その後の期間において更新される。
- 契約発行日現在で再計算された繰延利益負債は、当期の期首時点における更新された繰延利益負債の見積りを導出するため、最新の割引に基づき(生命保険に関しては)現行の保有契約または(年金契約に関しては)将来の給付金支払見込額に基づき、現行ガイダンスに従い、その後期間において償却される。
- 修正後の繰延利益負債は、当期の期首における繰延利益負債の帳簿価額と比較し、再測定損益を算定する。この金額は、純損益において、括弧内または独立の勘定科目で個別に表示する必要がある。

ガイダンスでは、純損益における再測定損益の表示区分を特定していない。当社は、企業が、現在、繰延利益負債の償却を記帳しているのと同じ収益または費用区分に分類することを予想している。

更新される保有契約もしくは予想される給付金支払額は、当初の契約発行日の割引率を用いて割引かれる。未償却の繰延利益負債は、当初の契約発行日の割引率で利息が発生する。移行日における保有契約に関しては、移行ガイダンスを参照のこと。

## 将来の保険契約給付に係る負債における割引率の仮定

### 割引率の標準化

現行の一般に公正妥当と認められた会計基準では、無配当の伝統的保険契約および短期払込契約の将来の保険契約給付に係る負債および年金給付の超過部分の見積りに使用される将来のキャッシュ・フローは、企業の将来の予想運用利回りを用いて割引かれている。財務諸表の利用者の中には、報告企業の金利リスクの透明性について、および類似商品を保有する様々な保険会社が用いる割引率の多様性について懸念を抱いている利用者もいた。

新しいガイダンスでは、貨幣の時間価値を将来の保険契約給付に係る負債の算定に反映させるために用いられる利回りは、契約のデュレーション特性を反映した中級上位(低信用リスク)の固定利付投資の利回り(解釈では A 格の利回り)である。割引率の選択は、現時点の市場における観察可能なインプットを最大限に活用すべきである。FASB は、「A 格」金利利回りを、その負債の裏付けとするために用いられた投資資産の特性ではなく、負債の特性を反映する負債利回りの客観的な標準化された表現として選びました。同様のキャッシュ・フローのデュレーションを持つすべての負債について、同じイールドが用いられるべきである。

企業は、市場データが公正価値測定(ASC 820)のガイダンスで定義されているように、秩序立っていない取引を反映していない限り、観測可能な市場データの見積りを代えてはなりません。イールド・カーブ上の点のうち、観測可能なマーケットデータが存在しないか、または限られているものについては、事業体は、現存する公正価値測定のガイダンスと整合的な見積りを用いるべきである。

キャッシュ・フローの割引に用いられる利回りから予想運用利回りを切り離す変更は、現行の一般に公正妥当と認められた会計基準における現行実務から生じる利益を変える可能性がある。新しい負債の割引率を超える投資資産によって稼得される利鞘は、商品の利益として商品の期間にわたり認識される現行の実務よりも、むしろ投資利益をとおして保険商品の期間にわたり稼得される。新しいガイダンスの追加的影響は、割引率の変動による保険料不足料の排除である。ただし、投資スプレッドに大きく依存する商品は、この投資スプレッドがなければ、純保険料率の計算において、当初は損失を被る可能性がある。

### 質問

中級上位(低信用リスク)の格付けの金融商品のイールドはどのように決定されるか。

### PwC の回答

利用可能な場合には、観察可能な市場データを用いるべきである。

例えば、銀行や格付け機関は、様々な格付け区分の社債の金融商品を公表している。そのうちの 1 つは、一般に「A 格」と呼ばれる格付けに対応する「中級上位の格付」として性質づけられている。これらの格付けは、様々な種類の金融商品(例えば、公募債、私募債、地方債、資産担保証券)に対して利用可能であるが、FASB の意図は、中級上位の格付けが社債の格付けであるということである。

特定の負債の計算に標準化された利率を用いるという概念は、高品質の固定利回りで割引くことが要求される年金債務の計算と整合的である。したがって、保険負債に要求されるイールドは年金に要求される高格付よりも中級上位の格付であるが、企業はイールド・カーブを作成する際に同様の原則を用いることができる。例えば、利用可能な格付機関から中級上位の格付債のイールドを決定する際には、考慮すべき点として、適切な債券と債券の価格付けを組み入れているか、予想キャッシュ・フローと効果的にマッチしているか、また、債券キャッシュ・フローを超過する再投資に関する合理的な仮定を組み入れているか、および債券が存在しない期間(例えば、30 年超)の債券の満期イールドの組み入れているかを含むべきである。

### 質問

例えば、保険者が、自社の発行する契約におけるキャッシュ・フローの流動性が、非保険法人の A 格の公募債の流動性よりも低いと信じている場合のように、ある企業が、その契約のキャッシュ・フローが典型的な非保険法人の A 格の公募債の流動性とある点で異なると信じている場合、A 格の特定のイールドを調整するか。

### PwC の回答

いいえ、中級上位の格付け(低信用リスク)の金融商品のイールドを要求する FASB の意図は、企業間の一貫性と比較可能性を促進し、企業がより容易に使用できるようにすることである。したがって、許容されるであろう A 格の社債からの調整は、残存期間の違いを調整することだけである。利率は、IFRS 第 17 号保険契約のような他の保険モデルによって要求される割引率とは異なり、規定された利率であり、債券利回りが異なる調整を行うための出発点である。

### 質問

企業は、次の 70 年間に発生すると予想されるキャッシュ・フローの契約を保有している。企業は、観察可能な期間を超えた時点について、A 格の利率をどのようにして生み出すだろうか。

### PwC の回答

イールド・カーブ上の点に関して、観測可能な市場データが限られているか、または全く観測できない場合、例えば、単一の A 社の金利が利用可能な日を超えてキャッシュ・フローが発生すると予想される場合、企業は、ASC 820 に基づく公正価値のレベル 3 の見積りに用いられるものと整合的な技法を用いて決定される推定値を用いるべきである。このガイダンスでは、イールド・カーブ上の点は、市場参加者が用いるもの一致する外挿または内挿によって導き出す必要があるかもしれない。

### 質問

日本やブラジルのような米国以外の地域での A 格の利率はいくらか。

### PwC の回答

FASB の意図は、保険契約が引受けられている国とその国と同一の通貨で発行される社債に関して、世界的な格付け機関における A 格(低信用リスク)に相当する金利が用いられることである。

## 質問

割引キャッシュ・フローにおいて、ガイダンスは、イールド・カーブまたは単純加重平均実効利回りによる利回りの固定のいずれを要求しているのか。

貸借対照表の再測定および関連するその他の包括利益の調整を計算するために、企業は、整合的な方法を適用すべきか。

イールド・カーブを使用する場合、イールド・カーブを固定するか、時間の経過とともにイールド・カーブに沿って移動するか。

## PwC の回答

現行のガイダンスと整合的に、新しいガイダンスでは、保険者がイールド・カーブを固定すべきか(すなわち、カーブに基づいてキャッシュ・フローごとに異なったレートを用いる)、またはイールド・カーブ上の各点の存続期間に固有の直物レートを反映した単一の加重平均された実効利率(例えば、加重平均残存期間)をすべきか特定していない。契約開始時には、予想されるキャッシュ・フローの時期を反映するために直物レートのイールド・カーブを用いるべきである。イールド・カーブ上の各点で発生すると予想されるキャッシュ・フローを割引くために、カーブ上の別の金利が用いられる。

イールド・カーブを用いた結果は、潜在的に単一の加重平均レートに換算することができる。新しいガイダンスが沈黙しているため、この単純加重平均レートを固定し、当該集団の将来純保険料率計算のすべてのキャッシュ・フローに使用するか、または曲線そのものを当該曲線の該当する年率キャッシュ・フローで将来各年度に固定することができる。

同様に、各報告日において、(直近のレートを使い)その他の包括利益累計額の調整に関してキャッシュ・フローを再測定するために、新しいカーブが必要となる。

割引の目的は貨幣の時間価値を推定することであるため、別の技術を用いてより良い推定ができない限り、コホートに選択した推定手法を一貫して用いるべきである。

固定されたイールド・カーブを用いて、市場金利の変動と固定された時間価値とを分離するという目的を達成するに、その後の期間において固定されたイールド・カーブを使用する異なる技法が存在する可能性がある。他の手法を用いてよりよい推定値が達成されない限り、いかなる見積技法も一貫して用いるべきである。

## 保険金負債に係わる割引率

就労不能や長期介護などの商品ラインによっては、保険金の負債が相当なものであり、「ロング・テール」すなわち保険金支払いが何年にもわたって生じると予想される可能性がある。現行の一般に公正妥当と認められた会計基準は、長期契約の保険金負債部分について、割引が要求されるかどうか、割引率をどのように決定するか、割引率が固定されるべきか、または更新されるべきか、という点で沈黙している。新しい長期契約の会計処理は、請求権負債の測定に関する現行のガイダンスを改訂していません。

長期契約の会計処理の採用にあたり、企業は、様々な商品の保険金負債に関する現行の会計方針を見直し、新しいガイダンスがどのように割引方法に影響を及ぼすかを決定する必要がある。例えば、企業が、将来の保険契約給付に係わる負債に用いられる方針と整合的な保険金負債に割引率を用いるという文書化された方針を保有している場合、企業は、中級上位の格付けを要求する新しいガイダンスの影響を考慮すべきである。

## 将来の保険契約給付に係る負債に関する移行措置

伝統的保険契約および短期払込契約の負債は、新たな測定ガイダンスは、現行の帳簿価額に基づいて表示される最も早い期首時点において有効な契約に適用され、関連する金額は、その他の包括利益累計額における控除について調整される必要がある。これは、修正遡及移行アプローチと呼ばれる。企業は、契約開始時点およびそれ以後の過去の実績が利用可能な場合には、完全な遡及的移行法を選択することができる。

### 修正遡及アプローチの適用

移行日における、将来の契約給付負債に係る負債の要求事項についての適用方法の既定のモデルは、修正遡及アプローチである。このアプローチでは、保険者は、移行日に現存する負債のピボット・オフまたは繰り越す。移行日は、新しい基準を採用する際に表示される最も早い年度の開始日である。2021年の適用には2020年と2019年の比較期間を調整する必要があるため、SEC登録企業は2019年1月1日と推定される。保険者は、負債の現在の帳簿価額を使用して、移行日におけるすべての保有契約に新しいガイダンスを適用し、その他の包括利益累計額(すなわち、計上された「シャドウ」保険料不足額負債)における金額の削除を調整する。短期払込契約については、現行の帳簿価額に繰延利益負債が含まれる。これとは別として、純保険料率を再計算し、損失認識に関する追加負債を計上した後は、直近の中級上位の割引率を適用して、貸借対照表の再測定が要求される。

#### 移行時の残高のピボット・オフ(伝統的な保険契約)

$$\begin{array}{rcl} & & \text{改定された将来の給付金および関連する保険金費用の現在価値}^* \\ \text{2019年度に} & & - \text{帳簿価額 2019年1月1日負債(その他の包括利益累計額調整後)} \\ \text{関して改定された} & = & \hline \text{純保険料率} & & \text{改定された将来の営業保険料の現在価値}^* \end{array}$$

\* 現在価値は、中級上位の格付けのイールドではなく、繰越された固定金利の仮定を用いて決定される。

移行時においては、純保険料率および将来における純保険料および金利付与の計算上、割引率は、再設定されない。したがって、保険者は、現在および将来の給付費用の決定に際して、繰越された金利の仮定を引続き使用する。

移行時に存在する保険契約に関しては、改定された純保険料が改定された営業保険料を上回る(すなわち、損が発生すると見込まれる)限り、将来の保険契約給付に係る負債が増加し、期首の剰余金残高が減少する。

既存の負債は、移行時および継続的に発行年度の cohorts に分割する必要がある。そのため、現在、保険料不足の目的で年次 cohorts を上回る水準にグループ分けされている契約に、年次 cohorts の制限を適用すると、未償却繰延契約獲得費用が保険料不足テストに含まれなくなったとしても、100%を超える純保険料率が生じる可能性がある。この場合、利益剰余金の開始残高に対して費用が発生する。

移行期以降の期間において、移行期に有効であった契約の遡及的修正について仮定を更新する場合、移行日を修正された契約発行日とみなす。例えば、2023年に2019年1月1日で実施された事業について最新の純保険料率が計算された場合、算出には、2019年から更新日までの過去の給付費用および営業保険料、2024年以降の将来の給付および営業保険料が含まれ、給付総額は、2019年1月1日において移行された負債においてのみ減少するであろう。



## 質問

保険者は、将来の保険契約給付に係る負債に関する新たなガイダンスについて修正遡及を基礎として適用する。当初の仮定(不利な変動に対する安全割増を含む)が、新しい更新された仮定よりも保守的であれば、現存する負債は、移行日における将来の給付の現在価値よりも高くなり、その結果、純保険料率がマイナスになる可能性がある。

これが将来における負債の算定にどのような影響を与えるだろうか。

## PwC の回答

移行ガイダンスでは、将来の営業保険料が将来の給付をカバーするには不十分である場合、直近の負債を調整する必要がある。この事実関係においては、現存する負債は、最終的に必要とされる金額よりも大きくなる。将来において、純保険料率がマイナスは、受取営業保険料に適用され、になると、実質的に負の給付費用を発生させ、給付に必要とされる額に負債を期間にわたり減少させるであろう。

移行時の貸借対照表の再測定については、移行日における中級上位の確定利付社債のイーロードを使用して契約給付の負債を再測定する。負債測定の違いは、その他の包括利益累計額の開始残高を調整することである。

## 例

繰越された固定金利の仮定を 4%、中級上位の格付けの改定された利率を 3.2%とする。移行日 2019 年 1 月 1 日における貸借対照表上の将来の保険契約給付に係る負債は次のとおりである。

2019 年 1 月 1 日以降の更新された将来給付および関連する保険金費用の 現在価値 (3.2%を適用)	\$6,280
控除: 2019 年 1 月 1 日以降の更新された純保険料の現在価値 (3.2%を適用)	(5,130)
将来の保険契約給付に係る負債 (3.2%を適用)	\$1,150
控除: (その他の包括利益累計額の控除後) 既存の将来の保険契約給付に係る 負債の 2019 年 1 月 1 日時点における残高	(1,000)
	\$150

移行時のその他の包括利益累計額への調整

(借方) その他の包括利益累計額	\$150
(貸方) 将来の保険契約給付に係る負債	\$150

## 短期払込契約に関する考慮事項

短期払込契約に関しては、契約期間にわたり保険料が支払われない契約であり、受取保険料に係る利益マージンが繰延利益負債として計上されるため、修正遡及移行アプローチが異なる。修正遡及アプローチを採用している短期払込契約については、移行日における純保険料率の改定ならびに将来の給付および保険料(もしあれば)の見通しの改定が、移行日における改定された将来の給付に係わる負債の決定に用いられる。移行日における将来変動負債の修正額と帳簿価額との差額は、移行日における繰延利益負債の修正額と相殺される。負債の増加が現行の繰延利益負債を上回る限り、移行日時点で直ちに、利益剰余金に対して損失を計上する。

修正遡及アプローチでは、移行時および将来期間における保険料(もしあれば)および給付の現在価値は、新しい割引率ではなく繰越された固定金利の仮定を用いて決定される。また、中級上位の割引率を用いた将来の保険契約給付に係る負債の再測定のために、その他の包括利益累計額に対する別個の調整も同様になる。未償却繰延利益負債は、繰越された固定金利の仮定で金利が付与される。移行時の中級上位の格付けに基づく金利による将来の保険契約給付に係る負債の変更は、繰延利益負債の調整としてではなく、その他の包括利益累計額の開始残高に対して調整される。

### 例

移行時の残高のピボット・オフ(短期払込契約)

最新の将来の保険契約給付および関連する保険金費用の現在価値	\$4,500
最新の将来の純保険料の現在価値(ある場合)	0
控除:(その他の包括利益累計額の控除後)既存の将来の保険契約給付に係る負債の2019年1月1日時点における残高	4,800
	<hr/>
	(\$300)

移行時における将来の保険契約給付に係る負債および繰延利益負債に関する負債の調整

(借方) 将来の保険契約給付に係る負債 \$300

(貸方) 繰延利益負債 \$300

### 質問

保険者 A は、修正遡及を基礎として、将来の保険契約給付に係わる負債の新しいガイダンスを適用する。適用に先立ち、ASC 944-60-25-9 に基づき、「利益の後に損失が生じる」契約グループについて負債を計上していた。なぜなら、これらの契約の負債は、全体としては、不足が生じるものではないが、結果として利益の後に損失が続くパターンになると予想されたからである。移行日において、利益の後に損失が生じる負債はどのように処理されるべきか。

### PwC の回答

将来の負債損失を伴う現在の利益は、移行日における改定された平準純保険料率の計算に用いられる移行日における帳簿価額の一部となる。移行日における既存の保険料不足負債についても同様である。移行日においては、純保険料率の算出に用いた発行年度ごとのコホート・グループに、利益の後に損失が生じる負債の配分を行う必要があるが、この場合、純保険料率を算出するために使用されるグループ分けは、保険料不足グループのレベルよりも低いレベルとなることを見込まれる。

## 遡及適用の選択

必要な基準を満たす場合、保険者は、遡及適用をとおして新しい負債ガイダンスを採用するために企業全体における遡及適用の選択が可能である。この方式では、当該変更による過年度の累積的影響額は、移行日における資産および負債の帳簿価額に反映される。相殺調整が、利益剰余金の開始残高に対して行われる。同様に、その他の包括利益累計額は、(1)「シャドウ」保険料不足調整額が戻入れられる範囲で、または(2)移行時における貸借対照表目的で負債を再測定するために直近の中級上位の格付けの割引率に切り替えた影響に関して影響を受けるであろう。

保険者は、発行年度に関するコホートにおける実際の履歴情報が、企業レベルにおいてすべての適用可能な商品に関して、当初の契約の発行時点に遡りすべての期間において利用可能な場合には、契約の発行年に関する遡及的移行法の選択が可能である。

歴史的実績の見積りは、実際の歴史的実績に置き換えることはできない。全ての契約発行年度における遡及適用は、ほとんどの企業にとって、終了した契約に関する情報を必要とするため、極めて困難となる可能性が高いである。

企業は、この遡及アプローチが最初に適用される契約年度について選択を行う。企業は、必要とされる履歴情報を持っている最も早い年よりも後の年度を選択することができる。企業は、必要とされる履歴情報を持っている最も早い年よりも後の年度を選択することができる。遡及適用を選択する年度より前の契約発行年度については、企業は、移行日(SEC登録企業については2019年1月1日)の負債の帳簿価額を使用して、修正遡及アプローチを適用し、遡及修正の選択日ではなく、修正後の純保険料率を計算する。

遡及適用が選択された場合、それは企業全体に適用され、将来の保険契約給付に係る負債の負債と関連する年金制度の両方に一貫して適用されなければなりません。したがって、繰延契約獲得費用に関する実際の履歴情報は、遡及適用が選択された全ての発効年度についても、同様に必要とされる。

### 例

保険者 A は、終身、任期、障害の 3 つの商品ラインを持っている。就労不能保険契約に関しては、2000 年までの完全な過去のデータが利用可能であるが、終身生命保険に関しては、2010 年までおよび定期生命保険に関しては、2012 年までについてのみ、完全な過去のデータが利用可能である。

保険者 A は、遡及的移行アプローチを 2012 年発行年度のコホートおよびその後のすべての発行年度のコホートに適用し、3 つの商品ラインすべてについて適用する選択肢を持つことになる。このアプローチを選択した場合、移行日における負債の帳簿価額を用いて、2012 年以前に発行された契約に対して修正遡及アプローチ適用することが要求される。

あるいは、保険者 A は、遡及的移行方法を全く適用しないことを決定することもでき、あるいは、代替的に 2013 年から 2018 年までの任意の年を遡及的以降の選択日とする選択も可能である。

遡及的アプローチが適用される限り、同じ発行年度の繰延契約獲得費用残高に適用されることが要求される。

## その他の年金給付

特定の据置年金契約には、ASC 944-40-30-26 に基づき会計処理が要求される非伝統的年金給付が含まれている。年金給付の例の 1 つは、二つの付与利率をもつ 2 階層の年金である。利率の 1 つは、解約およびその他の取扱いが可能な保険契約者勘定残高を計算するのに使われ、もう 1 つは、通常は最初の利率より高い、年金化を選択した場合に、契約保有者が利用可能な保険契約者勘定残高を計算するのに使われる。負債は、契約期間にわたり契約保有者に請求される評価総額に対する比率（給付割合）として、保険契約者勘定残高を超過する、将来の年金給付見込額に関して計上される。

現行ガイダンスでは、年金化フェーズで支払われると見込まれる定期的な将来年金給付額は、年金化による超過給付額を決定するため、予想運用利回りを用いて将来における年金化決定の日まで割引かれる。この金額は、保険契約負債の割引率を用いて当期に割引かれる。定期的な支払いについての予想運用利回りを使用する割引きは、限定払いモデルにおける将来の期間年金支払いを割引く際に用いられる割引率と整合的である。しかし、この新しいガイダンスは、短期払込契約モデルにおける変更と整合的に、運用利回りを中級上位の（低信用リスク）の格付けの固定利付投資の利回りに置き換える。

短期払込契約モデルとは異なり、割引率は、ASC 944-40-30-26 に従い、年金給付に対して固定されない。利率は、年金給付キャッシュ・フローの他の構成要素と整合的に、各報告期間において更新されることが要求される。将来の年金給付に適用される割引率の変動は、給付比率に反映され、そして、給付比率が全体の評価に適用されるに応じて、時間の経過とともに認識される。

割引率変動の移行日適用方法は、ASC 944-40-65 の移行ガイダンスにおいて特に言及されていない。特定ガイダンスがない場合、ASC 250 は、ASC 250-10-45-3 から 45-5 に概説されているように、遡及適用が要求される。この方式では、当該変更による過年度の累積的影響額は、移行日における負債の帳簿価額に反映される。相殺調整が、利益剰余金の開始残高に対して行われる。現行の年金給付についての会計は遡及的修正法であるため、移行日 2019 年 1 月 1 日における遡及的移行調整の計算に必要なキャッシュ・フローが利用可能であるべきである。必要な追加情報は、2019 年 1 月 1 日における中級上位の格付けの固定利付投資のイーロードである。また同様に、2020 年修正後の金額を計算するにおいては、年末の中級上位の格付けの固定利付投資の利回りが必要となる。

## 繰延契約獲得費用

新しいガイダンスでは、FASB が「長期保険」に分類されるすべての保険契約と特定の投資契約について、償却方法を簡素化した。新しいガイダンスは、ASC 944-20-05-05-14 に記載されているように、以下の種類の契約に影響を及ぼす。

- 固定・変額年金・生命保険契約
- ユニバーサル生命型契約
- 非伝統的な固定・変額年金と生命保険契約
- 有配当生命保険契約
- 団体会配当年金契約

新しいガイダンスは、ASC 944-30-35-20 に記述されているように、繰延契約獲得費用が ASC 310-20 の金融商品における利息法ガイダンスに基づき実効利回りベースで償却される場合には一定の投資契約には適用されない。

金融保証契約は、ASC 944 の「長期保険」とは別個の区分に属しており、したがって、これらの契約に関連する繰延契約獲得費用は、新たな償却モデルの対象とはなっていない。また、ASC 944-30-15-2 で指摘されているように、繰延契約獲得費用のガイダンスはモーゲージ保証保険会社にも適用されない。

新しいガイダンスでは、関連する契約の予想期間にわたり定額法により償却する。現行の繰延契約獲得費用の会計処理と異なり、資産計上されていない契約獲得費用には金利が発生しない。この取扱いは、現在価値法を用いて測定されない繰延費用の他の業種における償却方法と整合的である。この原則は、繰延費用は、将来のキャッシュ・フローではなく、むしろ過去のキャッシュ・フローを表しており、それ故、貨幣性項目ではないとされている。この単純化は、現行の繰延契約獲得費用の償却方法、とくにユニバーサル生命型契約の償却方法は複雑すぎるという関係者からのコメントへの対応である。この場合、償却は、見積総利益に基づいて行われ、適時的調整が必要となる。

資産計上される可能性のある費用の種類に変更はないが、償却の時期は、変わる場合もある。単純化された償却法においては、契約締結後に発生した契約更新手数料等の最終的な資産化可能な契約獲得費用は、これらの費用の発生時までは、償却額に計上されない。契約開始時から予想される繰延可能な契約獲得費用の合計額を償却費に含んでいる一部の保険者においては、この取扱いは、現行実務からの変更の可能性はある。

新しいガイダンスでは、繰延契約獲得費用は、減損テストの対象とはなっていない。また、繰延契約獲得費用は、負債の発行費用に類似していると考えられており、資金調達費用の一部として負債期間にわたって償却されるため、減損テストの対象とはなっていない。それ故、伝統的な長期契約や短期払込契約については、繰延契約獲得費用残高は、純保険料率から控除されている。その他の長期契約に関する保険料不足テストは、繰延契約獲得費用残高を控除している。いずれの投資契約においても、別個の繰延契約獲得費用の回収可能性テストはない。

新しいガイダンスでは、その他の包括利益累計額において認識される「シャドウ繰延契約獲得費用」調整の概念が削除されました。実現損益を含む見積総利益によって繰延契約獲得費用償却が影響を受ける場合に、この会計処理は要求されていた。

この新しい償却モデルは、ほとんどの契約タイプに関して、保険商品の利益の出現を大きく変えることになる。現在、見積総利益に基づき償却している項目については、適時的修正および負の繰延契約獲得費用償却を除き、償却はより変動が小さくなる。その結果、繰延契約獲得費用の償却は、もはや当期の利益の変動の緩衝とはならない。伝統的な保険契約に関する繰延契約獲得費用の償却は、利息の付与と後における継続的な繰延契約獲得費用の償却との相殺が排除され、加速化される。全体として、償却パターンは、もはや利益の認識と結びついていない。

## 償却方法

資産化された契約獲得費用の額は、関連する契約の予想期間にわたり、個々の契約レベルまたはグループ化された契約レベルで、定額法により償却する。契約は、個々の契約レベルで償却が定額償却に近い限り、グループ化することができる。契約は、対応する契約に関して、将来の保険契約給付に係る負債（または他の関連する残高）を見積るために使用されるグループと整合的にグループ化されるべきである。償却方法は、関連する契約の予想期間にわたって整合的に適用されるべきである。グループ内の契約が異なった規模である場合、定額償却のパターンを達成するためにウェイト付けが必要となる場合がある。

新しいガイダンスでは、グループ化された契約について定額償却の近似値を達成するための具体的な方法を必要としない。

例えば、ある種の事業（終身保険や更新可能定期保険など）については、保有契約がグループ内で契約を加重するのに適切な基準となるかもしれないが、（追加の偶発的死亡給付などのように）長期介護保険や複数の有効な保険金額が関係する場合には、別の基準が必要となるかもしれない。償却額は、収益または利益の発生の間数として認められていない。償却方法は、関連する契約の予想期間にわたって一貫して適用されることが要求される。すべての仮定は、関連する契約の将来の保険契約上の給付または関連する残高の負債を決定するために使用される仮定と整合的であるべきである。

未償却の繰延契約獲得費用は、実際の経験が予想された経験を上回った場合には減額される。その結果、契約の終了（例えば、失効または死亡による）は、終了した契約に関連する繰延契約獲得費用の償却を生じさせ、終了が従前の予想を超える場合、追加の負担を生じさせる。将来における仮定の変動（すなわち、予想される契約期間や有効な保険金額に関する変動）は、遡及的な修正によるのではなく、将来にわたって償却率を調整することによって適用される。

年金契約の予想存続期間を決定する際には、現行の一般に公正妥当と認められた会計基準と整合的に、支払フェーズを積立フェーズと組み合わせるはなりません。積立フェーズのみを考慮すべきである。

ASC 944-30-55-7 の例 2 は、終了が見込まれない場合に、80ドルの繰延契約獲得費用を有する5年のグループの償還方法を示している。定額償却の結果、繰延契約獲得費用は、5年ごとに16ドルずつ償却される。次の例では、ASC 944-30-55-7 の例を修正し、継続率の低下を仮定した。契約の中止が見込まれる場合、グループの予想期間にわたる定額法による償却はと、以下に示すように、契約の失効につれて、減価償却パターンを減少をもたらす。

### 例

契約グループの額面 1,000ドル、繰延契約獲得費用 80ドルとする。年間償却額は、以下のとおり。

年度	継続率	額面調整額 (D)	年間償却額 (D)×(C)
2021 年	1.00	\$1,000	\$20
2022 年	0.90	900	18
2023 年	0.80	800	16
2024 年	0.70	700	14
2025 年	0.60	<u>600</u>	<u>12</u>
合計		\$4,000 (A)	\$80
繰延契約 獲得費用	\$80 (B)		
償却率 (C)		2%(B)/(A)×100	

### 例

前述の例と同じ事実関係を前提とする。ただし、2022 年末に決定された予想継続率の変動の存在は除く。実際の解約が予想を上回ったため(保険契約の 60%が 2022 年末に 90%ではなく 60%)、年次 18 ドルの償還に加え、14 ドルの実績による修正が計上される。図示のように、償却パターンは 2023 年から年ベースで修正されている。

年度	継続率	調整後額面 (D)		年間償却額	
2021 年	1.00	\$1,000		\$ 20	
2022 年	0.90	900		18	
繰延契約獲得費用				42	
2022 年 12 月 31 日 残高					
実績による修正前					
実績調整				14*	
* 42ドル × (90 – 60)/90					
2022 年期末残高				28	(B)
2023 年	0.60	600		11.2	(C) *(D)
2024 年	0.50	500		9.3	(C) *(D)
2025 年	0.40	400		7.5	(C) *(D)
合計		\$1,500	(A)	\$80	
償却率 – 更新 = (B)/(A) × 100		1.9%	(C)		

このアプローチは、期首における継続率の見積りに基づいて当期の償却を決定する FASB の例示の例 2 と整合的である。その他のアプローチも、個別定額法に近似する FASB の原則に準拠している限り、受け入れ可能である。例えば、ある企業が当期中に継続性の見積りを変更した場合、当該企業は、この修正された継続性を当該期間の償却率に反映させることを決定する可能性がある。

## 質問

繰延契約獲得費用の償却額を決定する際に、ユニバーサル生命保険のグループのウェイト付けにどのような基準を用いることができるか。

## PwC の回答

繰延契約獲得費用は定額法により償却される(解約見込額を考慮)。したがって、そのパターンを達成するいかなる方法も許容されるであろう。一般的にユニバーサル生命契約の契約期間にわたって減額される純危険保険金額と、契約期間にわたる金利の付与や手数料とともに変化する保険契約者勘定残高は、ウェイト付けのための適切な基礎とはならないであろう。基礎としての保険料預り金は、定額法の要求事項を容認できる近似値として許容されるかもしれない。

## 繰延契約獲得費用と整合的な償却が必要なその他の残高

### ユニバーサル生命型契約における販売誘因資産と未稼得収益負債

ユニバーサル生命型契約に係る資産計上された販売誘因資産および未稼得収益負債は、定額法により償却し、利子を付すことは要求されない。販売誘因資産や未稼得収益負債など、ユニバーサル生命型の保険商品に関する繰延金額の一部に関して、現行のガイダンスは、償却は繰延契約獲得費用の償却に用いられるのと同じ方法、要因、仮定に基づく取扱いが明示的に要求されている。これは、過去の支払いや繰延べられた手数料を表しているからである。新しいガイダンスはこの連動性を変更せず、したがって、これらの残高は新しい繰延契約獲得費用の償却法の対象となる。

繰延契約獲得費用は、債券発行費用に類似しており、減損テストの対象となっていないが、ユニバーサル生命保険契約に係る販売誘因資産と未稼得収益負債(URL)との性質は、異なっている。これらの残高は、契約キャッシュ・フローであり、それ故、ユニバーサル生命保険契約の保険料不足テストに組み入れるべきである。すなわち、繰延額は純負債残高の一部であり、この純負債残高が将来のアウト・フローの純額をカバーするのに充分であるか否かを決定するために、将来のキャッシュ・フローの純額と比較される。

### 有配当契約-消滅時配当

ある種の有配当生命保険契約に関しては、従来のガイダンスにより、当配当の支払いの可能性が高いと見込まれ、その金額が合理的に見積られる場合、契約の期間にわたって実現すると見込まれる見積総利益の金額の現在価値に基づいて、最終配当の負債を、一定の率で積立てる必要があった。新しいガイダンスでは、消滅時配当の認識が、新しい償却アプローチと連動している。当該配当は、(関連投資費用控除後の)予想運用利回りを用いて計算される繰延契約獲得費用の償却に使用された計算基礎の現在価値に基づき、一定の利率で計上され、消滅時配当に係る負債に対して利息利が発生する。



## 繰延契約獲得費用と整合的な方法により償却することが認められている その他の残高

### 取得した無形資産および負債

FASB は、保険者が繰延契約獲得費用と整合的な基準で償却することを選択するかもしれないが要求されない他の残高に関する償却ガイダンスに変更を行いませんでした。これは、企業結合で取得した契約に関する無形資産(すなわち将来の利益や将来利益の現在価値)および負債が含まれる。

ASC 944-805 の下では、いかなる保険または再保険契約の無形資産(または追加負債)は、「関連する保険または再保険負債と整合性の取れた計算基礎により」その後測定することが要求される。具体的な償却方法は特定されていないが、実務においては、これらの金額は、償却されるべき無形固定資産または負債であるという観点から、契約(および関連する仮定)に適用される関連する償却方法は、類推適用されることが多い。取得された契約の無形資産および負債が繰延契約獲得費用と類似していると見なす企業は、償却を繰延契約獲得費用の償却の会計方針と整合を継続するため、移行日に新しい簡素化された繰延契約獲得費用償却に変更するであろう。

他の企業は、企業結合で取得した契約の無形資産および負債企業結合で取得した契約の無形資産および負債の残高が将来のキャッシュ・フローの測定の残余(すなわち、購入した契約の将来の契約上のキャッシュ・フローの公正価値から ASC 944 を使用して見積られた一般に公正妥当と認められた会計基準における負債を差し引いた金額)を表していると考えられる場合、これらを、繰延契約獲得費用とは異なったものと見なす可能性がある。多くの場合、取得法において設定された契約の公正価値は、割引キャッシュ・フロー法(すなわち、純利益を表す、将来の保険料、給付金、手数料および費用を割引くこと)を用いて見積もられており、これは、利息の付与、見積総利益、保険料、もしくはその他の方法に基づく測定残余の償却が、関連する購入された将来利益の現在価値を表す資産または負債に対して引続き適切である可能性を意味する。取得した契約についての無形資産および負債をこのように考える企業は、現行の償却についての会計方針を変更は要求されていない。

これらの残高は、契約キャッシュ・フローであるため、伝統的な保険契約、限定払い、ユニバーサル生命、および有配当保険契約を含む総ての種類長期保険のモデルにおける保険料不足テストに含まれるべきである。すなわち、(繰延契約獲得費用がもはや分析の構成要素ではないことを除いて)保険料不足テストに関する ASC 944-60-25-7 のガイダンスは保持され、分析において将来利益の現在価値を含めるよう具体的に要求されている。

将来利益の現在価値についての回収可能性のテストに関する ASC 944-60-25-3 および ASC 944-60-25-7 における要求事項は、テストが実施される集約の水準、または、将来のキャッシュ・フローの現在価値の推定に使用される金利の仮定のいずれに関しても変更されていない。ガイダンスでは、保険契約は、企業の保険契約の取得、サービス、および収益性の測定方法と整合的にグループ分けされるべきであると明記されている。ガイダンスは、将来利益の現在価値の回収可能性を評価する上で用いられる仮定の一つとして「運用利回り」を指す。

### 再保険原価

再保険原価は、ASC 944-605-35-14 により、再保険契約が長期保険の場合、基礎となる再保険契約の残存期間にわたって、または再保険契約が短期の場合、再保険の契約期間にわたる償却が要求されている。しかし、ASC 944 は、償却パターンについては言及しておらず、また、FASB は、これらの取得原価に関する償却ガイダンスに変更しませんでした。

実務においては、この償却は、繰延契約獲得費用の償却と概念的に類似している考えもあり、繰延契約獲得費用の償却と整合性に再保険取得原価を償却する。このアプローチでは、伝統的な長期契約に関しては、再保険の取得原価は一定の保険料率で償却される。ユニバーサル生命型契約およびある種の有配当生命保険契約については、再保険取得原価は見積総利益または利益の一定割合として償却される。しかし、提供される再保険契約についての保険の種類および一連の特定の事実と状況に応じて、他のアプローチが用いられる。

例えば、ユニバーサル生命保険の基礎となる契約キャッシュ・フローのすべてではなく、死亡リスクのみを再保険の対象とする、年次で更新される定期再保険では、(見積総利益に基づくのではなく) 保険リスクに比例して再保険原価を償却するアプローチが用いられることがある。

企業は、実際には「繰延契約獲得費用償却に基づく」償却の会計方針を文書化する可能性があるが、原則として、保険料、総利益、総マージン、もしくはその他の方法の認識パターンに基づく。定額法に切り替えるのではなく、むしろこれらの償却基準を継続的に使用することは適切であり、そして、取引の経済性および出再保険会計の原則を反映している。また、この取扱いは、再保険原価の会計処理に用いられる仮定は、元受契約に用いられる仮定と整合的であるという要件とも整合的である。

契約獲得費用の回収を意味する再保険取引からの受取額についてのガイダンスに変更はない。これらの金額は、「再保険原価」には含まれません。代わりに、出再保険者は、当該金額に対する契約獲得費用の未償却残高を減少させる取扱いが要求される。

新しいガイダンスの適用において、企業は、新しいガイダンスがどのように方法に影響を及ぼすかを決定するために、これらの残高に関する現行の会計方針についてレビューするべきである。

繰延契約獲得費用の減損テストが廃止され、投資資産が負債の評価から切り離されたことで、企業は、再保険の利用をとおした商品の撤退の際に、繰延契約獲得費用や再保険資産の取得原価を損なわない可能性がある。繰延契約獲得費用の償却と再保険原価は、たとえ 100%共同保険であっても、元受契約の残存期間にわたり継続される。

## 繰延契約獲得費用および繰延契約獲得費用と整合的に償却されるその他の残高の移行措置

同じ移行方法(修正遡及的または遡及的)が、将来の保険契約給付に係る負債と繰延契約獲得費用の両方に適用されることが要求されている。修正遡及移行アプローチでは、移行日における既存の未償却繰延契約獲得費用金額は、(ASC 944 により要求されるか、または会計方針の基礎の結果として、繰延契約獲得費用の償却と整合的に償却される他の全ての残高と同様に) 移行日において繰り越される。「シャドウ繰延契約獲得費用」に関連するその他の包括利益累計額の金額(およびその他の同様の「シャドウ調整」)の除去について調整される。移行時における修正された帳簿価額からは、もはや利息が発生せず、契約の残存期間にわたって一定の基準で償却される。

修正遡及移行アプローチではなく遡及適用を選択した場合、単純化された方法を適用し、選択された発行年度の契約発行から未償却の繰延契約獲得費用を再計算する。企業結合で取得した契約についての無形資産(すなわち将来利益の現在価値)については、企業結合日を購入主体への契約発行日とみなす。従前の繰延契約獲得費用の減損(評価損)は、もはや繰延契約獲得費用の概念を損なうことなく、元に戻される。

資産計上可能な費用は、費用が発生した場合にのみ繰延契約獲得費用償却に含まれ、残高に対する利息は生じず、償却のパターンは定額法(解約予定額について調整)となる。

遡及アプローチでは、当該変更による過年度の累積的影響額は、移行日における資産の帳簿価額に反映される。当該期日における利益剰余金の期首残高(適用される場合には、その他の包括利益累計額)については、相殺調整が行われる。その他の包括利益累計額は、「シャドウ」繰延契約獲得費用調整の戻入れの範囲で影響を与えるであろう。

保険者は、契約発行年度について遡及移行法を選択することができるが、それは、すべての期間について当初の契約開始時点までの履歴情報が利用可能場合に限られる。歴史的実績の見積りは、実際の歴史的経験に置き換えることはできない。すべての契約発行年度における遡及移行法の適用は、ほとんどの企業にとって非常に困難なものとなる可能性が高い。

### 質問

保険者 M は、新しいガイダンスの影響を受けない有配当保険契約負債の会計モデルに従う、有配当生命保険契約を主たる事業とする相互会社である。保険者 M は、遡及修正法を適用した有配当生命保険事業に対して関連する新しい繰延契約獲得費用償却ガイダンスを採用できるか。

### PwC の回答

はい、保険者 M は、有配当契約および無配当契約のすべての会計方針に関して、契約開始時に遡及適用により移行するために必要な実際の履歴情報をすべて保有している発行年度に、遡及適用法を使用して、有配当契約事業に関する新しい繰延契約獲得費用償却ガイダンスを採用することができる。例えば、企業の既存の無配当事業に関しては、繰延契約獲得費用および他の残高については、繰延契約獲得費用と整合的に償却されるのと同様に、将来の保険契約給付に係るに関連する新しいガイダンスに従い負債を測定するために必要な履歴情報が必要となるであろう。企業レベルにおける新しいガイダンスに従い、新たなガイダンス主体の対象となるすべての事業および残高について、遡及移行法を同一の発行年度に適用する必要がある。

## 市場リスク給付

新しいガイダンスでは「市場リスク給付 (MRBs)」という条件を導入し、市場リスク給付の定義に合致する性質についての会計を変更する。ASC 944-40-25-25C は、市場リスク給付を定義している。

### ASC 944-40-25-25C

契約保有者に名目以外の資本市場リスク(すなわち、株式、金利、為替リスク)から守られ、かつ保険会社が名目以外の資本市場リスクにさらされる契約または契約の性質は、市場リスク給付として認識される。

最低保証支払とは、死亡、年金受給、定期的な脱退などの特定された事由が発生した場合に、保険契約者が勘定残高に加えて受け取る金額をいう。

市場リスク給付の定義に合致する性質は、公正価値により会計処理を適用する必要がある。公正価値の変動のうち、発行された契約において固有の信用リスクの変化に起因する部分は、その他の包括利益で認識される。市場リスク給付残高は、財政状態計算書および損益計算書の両方において独立して記載することが要求されている。

市場リスク給付は、変額年金特別勘定と定額年金契約の両方に存在する可能性がある。契約に含まれる市場リスク給付の性質としては、最低死亡給付保証 (GMDB) や最低年金受給保証 (GMIB) など、様々な最低給付保証 (GMXB) が挙げられ、これらは現在、契約の存続期間にわたってこれらの性質についての費用を認識するモデルで会計処理されている。また、市場リスク給付の性質としては、現時点でデリバティブとして計上されている最低積立給付 (GMAB) や最低引出給付保証 (GMWB) のほか、現在は多種多様な生命保険の GMWB などがある。変額年金契約に関しては、主契約は、ASC 944-80-25-3 の現行ガイダンスで測定され、負債は、保険契約者の分離勘定に保有する資産の公正価値の総計に等しい金額が計上される取扱いが、引続き要求されるであろう。

市場リスク給付についてのガイダンスは、生命保険給付に関する GMDB、GMIB、GMAB、GMWB および GMWB の会計処理について存在する、現行の不整合に対処するものである。これらの商品の一部は、資本市場リスクに加えて死亡リスクや長寿リスクも有しているため、現在の会計処理では、保険契約モデルにしたがって会計処理されており、キャッシュ・フローは、市場整合的であることが要求されず、そして、見積りの変更を即時ではなく時の経過にわたり認識する。他の項目は、組込デリバティブにおける公正価値測定アプローチの対象となる。予想キャッシュ・フローの変化を時の経過にわたり認識する保険モデルから、市場参加者の仮定を使用し、公正価値の変動を即座に計上する公正価値モデルへの変更は、保険者は資本を著しく減少させる保険者が生じるかもしれません。さらに、保険者がこれらのリスクをヘッジしていない限り、公正価値の変動をすぐに認識すれば純損益およびその他の包括利益は、これらの勘定の変動性を増大させる可能性が高い。

GMXB の測定モデルを公正価値アプローチに変更するという FASB の意思決定は、年金給付に関する非伝統的な追加負債モデル (ASC 944-25-26) および死亡給付などの保険給付の性質 (ASC 944-40-25-27A) の対象となる契約の件数を減少させる。これら要求事項の対象となっている契約の性質としては、ある種の年金購入保証、最低所得給付保証、市場リスク給付ではない 2 階層年金、ユニバーサル生命型保険契約の無失効保証) などがある。

### 定義と範囲

ASC 944-40-25-25D は、何が市場リスク給付であるかをさらに明らかにする。

#### ASC 944-40-25-25D

契約または契約の性質が、944-40-25-25C の条件を満たすか否かを評価する際、保険会社は、以下を考慮すべきである。

- a. 補償は、契約所有者の保険契約者勘定残高における損失または不足 (すなわち、保険契約者勘定残高と給付金額との差額) を契約所有者から保険企業に移転することをいい、そのような移転は、保険企業を、そうでなければ契約所有者 (または受益者) が負担していたはずの資本市場リスクに晒す。
- b. 補償は、生命保険契約の死亡給付金部分 (すなわち保険契約者勘定残高と死亡給付金額の差額) を含まない。この条件は、投資契約または年金契約 (保険契約に分類される年金契約を含む) には適用されない。
- c. 名目リスクは、ASC 944-20-15-21 で説明したように、ごく僅かな金額のリスク、または発生の可能性が非常に低いリスクである。市場リスク給付は、当該給付額が資本市場の変動に応じて僅少な額以上に変動する場合、当該保険会社を名目以外の資本市場リスクに晒すと推定される。

ASC 944-40-25-25D(a)は、補償が、契約保有者の保険契約者勘定残高における損失または不足の移転に言及し、「損失または不足」が保険契約者勘定残高と給付金額との差額であることを明らかにしている。保険契約者勘定残高の損失に対する保護として「損失または不足」を暗示的に意味するが、市場リスク給付の定義は、保険契約者勘定残高と保証された給付金額との差額を含んでいる。最低給付保証とは、死亡、年金、定期的な引出しなどの特定された特殊な事由が発生した際に、保険契約者が保険契約者勘定残高に加えて受取る金額を意味する。例えば、勘定残高に反映した投資リターン<sup>2</sup>の2倍のリターンを支払うこと保証する最低死亡保障のある定額年金は、勘定残高が投資損失を被らなかつたとしても、保険契約者の保険契約者勘定残高に「補償」を与えていると見なされる。

ASC 944-40-25-25D(b)における「生命保険契約の死亡給付金部分」の除外は、法律上の契約の形式(すなわち、年金契約ではなく生命保険契約)を参照している。ASC 944に基づく会計処理の経理区分(すなわち、保険契約またはインベストメント・契約)に焦点を当てていない。したがって、伝統的なユニバーサル生命保険や変額生命保険の死亡給付金部分は、市場リスク給付とは見なされない。

契約または契約の性質は、契約または契約の性質に関連するキャッシュ・フローが、資本市場の変動に応じて著しく変化する場合、名目資本市場リスク以外を含んでいると推定される。名目リスクは ASC 944-20-15-21 において、ごく僅かな金額またはごく僅かな発生確率と定義されている。ASC 944-40-25-25D(c)は、資本市場リスクには株主資本、金利、為替が含まれることを指摘している。

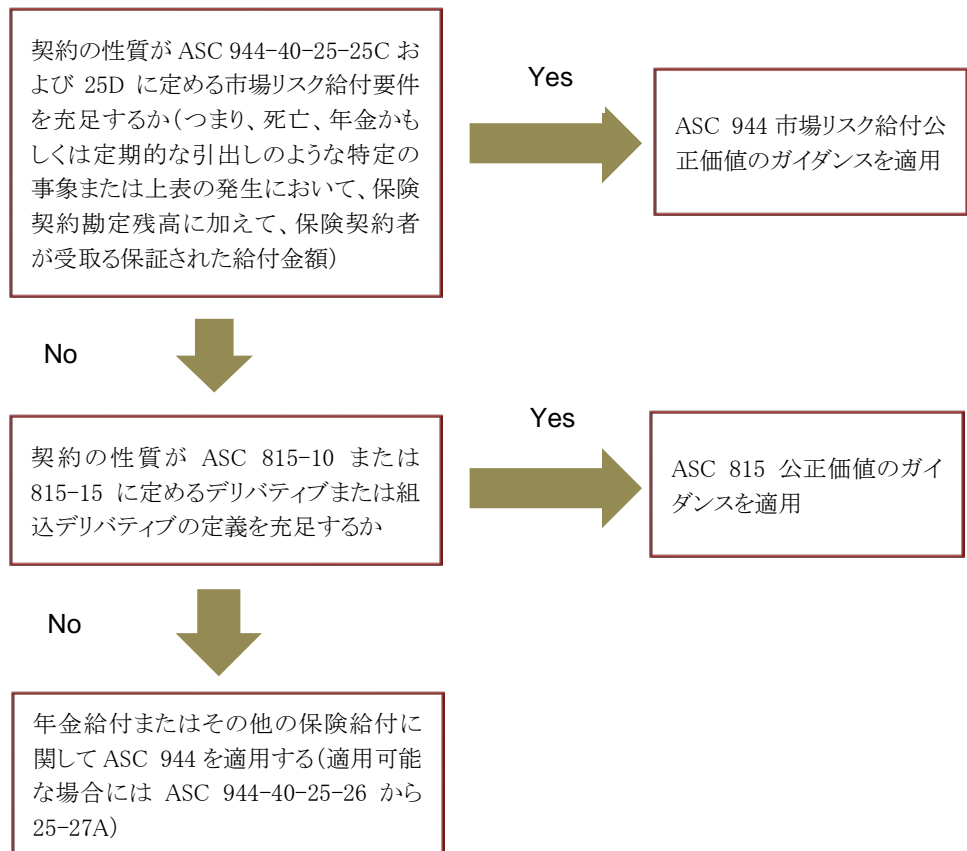
### **ASC 815 および他のガイダンスとの相互作用**

ASC 944-40-25-25B は、保険契約者勘定残高に加えて、潜在的給付をもたらす契約の性質を評価する際に、追加給付が、市場リスク給付、デリバティブまたは組込デリバティブ、追加年金、死亡、もしくは他の保険給付であるかどうかを判断する際における、分析の順序を提供する。

モデル間で測定方法の違いがあるため、分類が大切である。デリバティブと同様、市場リスク給付は、資本市場リスクを有し、公正価値で計上される。ただし、デリバティブ取引では、公正価値全体を純損益として計上しており、他方、市場リスク給付は、商品固有の信用リスクの変化による価値の変動分をその他の包括利益に計上している。市場リスク給付のガイダンスの適用により、従来デリバティブとして以前に認識されていた性質が、市場リスク給付として認識される結果となる可能性がある。加えて、金利リスクのようなある種の性質は、資本市場リスクを有していても、市場リスク給付やデリバティブのどちらにも合致しない場合がある。

ASC 815-10-15-13 のガイダンスは、ASC 815 のデリバティブ・ガイダンスの対象外である契約を示すものであり、現行の保険契約に関する除外に加えて、市場リスク給付を含むように拡大されている。

以下は、ASC 944-40-25-25B に詳述されているように、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供する保険契約および投資契約における契約の性質に関する会計を決定するためのディシジョン・ツリーである。



### 市場リスク給付の種類

保険契約者勘定残高に適用される定期的な利息を付与する性質は、市場リスク給付とは見なされない。これには、利息を付与する性質が、直接的または間接的に投資または株式指数のポートフォリオのパフォーマンスと連動している契約や、保険契約者勘定残高に対して最低金利が保証されている契約が含まれる。利息を付与する性質と最低保証金利は、保険契約者勘定残高に加えて、契約保有者に給付をもたらすものではなく、その代わりに、保険契約者勘定残高から得られるリターンを定義している。利息が付与される性質は、単純に利息の性質に応じて、正、負、もしくはゼロであるリターンを保険契約者勘定残高に対して単純に提供する。固定指数型年金のように、株式指数に連動した利息の付与利率を含んでいる契約については、契約の利息の付与の性質は、市場リスク給付とは見なされず、ASC 815 に基づき組込デリバティブとして引続き会計処理されることになる。

保険者が名目以外の危険にさらされている場合には、据置年金商品における伝統的な年金保証(すなわち、契約は、保険契約者勘定残高を基準として将来の支払額を決定するために用いられる死亡率表および金利を規定する)は、市場リスク給付である。この性質は、年金保証によって約束された定期的な支払額と保険契約者勘定残高との差額から「補償」されており、GMIB を伴う変額年金と経済的に類似している。ただし、年金保証が死亡率表に固定されているだけで、年金支払額の計算に用いられる金利が将来の年金選択時における相場を基準とするならば、契約保有者は資本市場リスクから保護されないため、市場リスク給付はない。

付録 B は、保険者と再保険者が発行した一般的な製品の一部であり、資本市場リスクの性質を有している可能性がある事例を提供し、そのような契約の性質が市場リスク給付の定義に合致するかを分析する。

### 当初測定

ASC 944-40-30-19C～30-19D は、組込デリバティブの識別および測定に関する ASC 815-15 のガイダンスを組み込んだ組込市場リスク給付の性質についての当初測定について、公正価値で市場リスク給付を測定することを要求し、さらなるガイダンスを提供する。

#### ASC 944-40-30-19C

市場リスク給付は、公正価値により測定する。市場リスク給付の公正価値を計算するために使用される帰属報酬の合計は、マイナスとならないか、または契約保有者から回収可能な契約料および評価の合計額を超えない。

#### ASC 944-40-30-19D

市場リスク給付の条件を決定するにあたり、保険会社は、組込デリバティブに関するサブトピック 815-15 において個別に会計処理することが義務付けられている組込デリバティブの条件を決定する際に、以下の事項を含め、ガイダンスを検討する。

- a. 815-15-30-4 と整合的に、非オプション評価法を用いる場合、市場リスク給付の条件は、契約開始時にその公正価値が一般的にゼロになるような方法で決定される。
- b. 815-15-30-6 と整合的に、オプションに基づく評価アプローチが用いられる場合、市場リスク給付の条件は、契約開始時に市場リスク給付がゼロとなるように調整されない。
- c. 815-15-25-7 に従い、契約に複数の市場リスク給付が含まれる場合、これらの市場リスク給付は、単一の複合市場リスク給付としてまとめられる。

ASC 944-40-30-19D は、市場リスク給付の条件を決定するにあたり、ASC 815-15 の組込デリバティブの条件を決定するガイダンスを考慮すべきであると指摘している。ASC 815-15-30-2 は、組込デリバティブと主契約との間の複合組込デリバティブは、当初契約時において、貸借対照表価額は公正価値で測定し、主契約に割当てられた帳簿価額は、複合契約の基礎値と組込まれた公正価値との金額の差額として算出される。主契約から分離された組込デリバティブについての、当初認識における測定に伴う直接的な利益への影響はない。同様の方法が、組込まれた市場リスク給付および主契約または投資契約の測定に適用される。

実務においては、GMXB の性質に対する一般的な評価アプローチは、「帰属手数料」方式である。GMXB の性質における帰属手数料は、通常、契約開始時に、予想される将来給付の公正価値を見積り、予想される給付の公正価値に等しい、契約保有者に対して評価されると予想される総報酬の一部の配分により決定される。この結果、契約開始時における性質の価値はゼロとなる。予想される将来給付の公正価値は、一般に、将来給付の平均現在価値にリスク負担を加えたものとして、確率的に生成されたリスク中立シナリオの集合を用いて、デリバティブの資本市場評価と整合的に見積もられる。帰属される手数料は、GMXB 給付の契約に規定される契約手数料と異なる場合がある。ただし、ASC 944-40-30-19C は、帰属される手数料は、契約保有者から徴収される手数料および評価額の合計を超えてはならず、かつゼロを下回ることはできないと規定している。

契約開始時に決定された帰属される手数料(将来の給付見込額の公正価値に同等物)は、通常、保険契約者勘定残高に相当するベース・ポイント・チャージに換算される。なぜなら、手数料の合計は、通常、保険契約者勘定残高に基づいて徴収されるからである。このベース・ポイント・チャージの配分は、会計目的上、市場リスク給付機能の固定条件とみなされ、契約の存続期間にわたって変化しない。その後の報告日において、GMXB の公正価値は、契約者に支払われる将来の給付の現在価値から将来の帰属ベース・ポイント・フィーの現在価値を引いたものに基づいて決定される。

市場リスク給付の性質に起因する報酬を決定するために、他の方法が利用される可能性がある。ゼロ以外の価値をイールドオプション・ベースの手法を用いた場合、主契約である保険契約または投資契約は、即時に損益において認識するのではなく、むしろその金額で調整されることになる。

対照的に、独立した市場リスク給付契約（例えば、直接年金契約の市場リスク給付機能が再保険され、契約に他の機能がない場合）には、帰属手数料はなく、再保険料のみとなる。これらの保険料は、しばしば、元受契約に適用される定期的なベース・ポイント・チャージとして決定される。将来の定期的な保険料は現金の流入を表し、予想将来給付は公正価値計算における現金の流出を表す。契約が売手と買手の間の独立企業間取引であると仮定すると、いずれの当事者も、契約を締結した時点で損益が生じるとは予想されない。

### 複数の市場リスク給付の性質

ASC 944-40-30-19D(c)は、単一の長期契約における複数市場リスク給付の会計処理に関するガイダンスを提供している。

#### ASC 944-40-30-19D(c)

ASC 815-15-25-7 に従い、契約に複合市場リスク給付が含まれる場合、これらの市場リスク給付は、単一の複合市場リスク給付としてまとめられる。

保険契約内の市場リスク給付の算定は、しばしば、複数の市場リスク給付が存在する場合、より複雑になる。それぞれの潜在的市場リスク給付は、それが範囲の要件に適合するかどうかを決定するために、個別に分析されるべきである。

一度、複数の市場リスク給付の性質が主契約から分離されなければならないという結論に達した場合、複合市場リスク給付の価値は、それぞれの市場リスク給付の構成要素について個別の公正価値による測定を決定し、それらを合計するのではなく、1つの会計単位に基づく。独立した会計単位方式は、ASC方式と矛盾する。

944-40-30-19D(c)は、単一の保険契約内における複数の市場リスク給付が、互いの公正価値に影響を及ぼす可能性があるため、不適切な評価結果をもたらす可能性がある。

理論的には、構成要素をまとめて評価するという要件は、各構成要素を個別に評価する場合とは、異なる結果をもたらす可能性がある。例えば、複合的市場リスク給付の変動性は、個別に市場リスク給付の評価を行う場合の変動性よりも低くなる可能性を予想し、複合的市場リスク給付に関するより低いリスク調整がその結果としてもたらされる。さらに、いくつかの仮定の相互依存性は、複合評価を行う要求事項を強調している。

変額年金商品の失効の仮定は、GMDBを個別に評価した場合、GMDBに影響を与える要因よりも、保証された最低生存給付が「イン・ザ・マネー」である程度に依存する傾向がある。



## 商品固有の信用リスク

ASC 944-40-35-8A は、市場リスク給付の公正価値の変化を純損益において認識することを要求している。ただし、負債にある市場リスク給付の商品固有の信用リスクの変化に起因する公正価値の変化は、その他の包括利益で認識する必要がある。要求事項ではなくその他の包括利益における投資対象固有の信用リスクに起因する変動を報告する義務は、ASC 825、金融商品に基づき公正価値が選択された場合の信用リスクの変化に起因する負債の公正価値の変化の会計処理と整合的である。また、IASB は、保険会社がヘッジ戦略の開発の不履行によるリスクを排除していることも理解しています。

ASC 825 における負債の公正価値オプションのガイダンスと整合的に、負債ポジションにおける市場リスク給付の投資対象に固有な信用リスクは、基準市場金利(例えば、無リスク金利)の変動によるものではない公正価値の定期的変化(以下、「基準金利法」という)の一部として測定される。ただし、保険商品に固有の信用リスクの変化によって生じる公正価値の総変化の一部を忠実に表していると考えられる場合には、代替的な方法を用いられる可能性がある。選択された方法は、会計方針の選択であり、重要性がある場合であれば開示し、金融負債に対して各々の期間に一貫して適用する必要がある。

## 市場リスク給付の年金給付

最低年金受給保証(GMIB)または最低引出給付保証(GMWB)が市場リスク給付として公正価値に計上されている契約については、ASC 944-40-35-8B により、保険契約者勘定残高の年金受給日または消滅日における会計処理に関するガイダンスが提供される。その日は、契約の末日(公正価値で市場リスク給付を計上した据置型年金契約)と新しい契約(支払い年金)の開始日となる。その時点で、市場リスク給付負債の認識は中止され、保険商品に固有の信用リスクの変化に関連したその他の包括利益累計額の金額は、その他の包括利益に戻し入れされる。認識が中止される市場リスク給付負債は、保険契約者勘定残高と共に、「実質的」保険料が将来の保険契約給付の負債を上回ったときに、支払年金の開始時に計上される繰延利益負債を導出するために使用される「実質的」一時払い保険料とされている。

## 表示

保険者は、負債(または資産)の帳簿価額および公正価値の財政状態計算書および経営成績の変動をそれぞれ独立して表示する必要がある。ただし、保険商品に固有の定信用リスクの変更は除き、その他の包括利益に独立して表示することが求められている。市場リスク給付は、公正価値による認識・測定モデルに従い、将来の保険契約者給付の負債を測定するために用いられる「スプレッド」モデルや保険契約者勘定残高のために用いられる預金モデルとは異なり、FASB は、財務諸表においてこれらの測定を分離することが重要であると考えている。

## 市場リスク給付に関する移行措置

ASC 944-40-65-2(d)は、提示された最も早い時期(すなわち、移行日)の開始時に、すべての過去の期間の遡及適用をとおして公正価値で市場リスク給付を測定することを要求している。現在、市場リスク給付の定義を満たす契約の性質は、ASC 815 に基づくデリバティブまたは組込デリバティブとして、あるいは ASC 944 に基づく年金給付または死亡、もしくは他の保険給付の追加負債として、以前に公正価値で会計処理されていたかもしれない。

移行日における市場リスク給付の帳簿価額と公正価値額との差額を示す移行時における調整は、保険商品に固有の信用リスクの変動の影響を除き、利益剰余金の期首残高に対する調整として計上される。契約発行日と移行日との間の保険商品に固有の信用リスクの変動による累積的影響額は、その他の包括利益累計額における開始残高に計上される。

報告企業は、各契約の開始時に公正価値で測定されなかった各市場リスク給付および公正価値の条件について、移行日において作成する必要がある。企業が市場リスク給付の条件を特定する際に、帰属手数料法を用いる場合、当該給付手数料として帰属されるベース・ポイントは、契約開始時の将来の給付の公正価値に基づいて決定される。この帰属手数料は、市場リスク給付の固定期間となるため、その後のすべての期間における市場リスク給付の公正価値の測定で必要になる。さらに、移行日における開業その他の包括利益累計額の調整を確立するために、企業に固有の信用リスク要素を特定する必要がある。

当初の契約発行日における帰属手数料を決定する際、保険者は、契約発行時点における関連する観察可能な情報の使用を最大限活用し、適切な日付における観察不可能な情報の使用を最小限にとどめるべきである。過去の期間における仮定が観察不可能または他の方法では利用不可能であり、かつ、独立して実証できない場合には、後知恵の使用は認められる。後知恵は、市場の仮定(すなわち、変動性)および数理計算上の仮定(すなわち、失効または死亡)の両方を含むあらゆる仮定に利用される可能性がある。しかし、後知恵は、移行時の既定アプローチにはなり得ない。保険者は、たとえ以前に利用されていなかったとしても、契約開始時に入手できた可能性のあるすべての情報を利用すべきである。例えば、市場情報が1年を除くすべての年について利用可能な場合、保険者は、利用可能な年について市場情報を使用しなければならず、欠落した年を補完できる可能性もあるかもしれない。それまでは市場リスク給付の他の性質を対応年度に発行して公正価値で評価していた企業は、その時点でこれらのプロセスから市場仮定を置いていると推定される。

## 新しいガイダンスの再保険契約への影響

この新しいガイダンスは、譲渡および引受再保険契約の双方の再保険契約処理に影響を及ぼすことになる。

### 将来の保険契約給付に係る負債

受再保険者は再保険契約の元受保険者と同じガイダンスを使用し、これには、無配当の伝統的保険契約および短期払込契約に関する将来の保険契約給付に係る負債の新しいガイダンスが含まれる。

出再保険取引は、整合的な仮定の使用を含む、基礎となる再保険の対象となった元受契約と整合的な方法による認識および測定することが要求される。したがって、出再保険会社は、通常、基礎となる元受保険契約のグループに基づいて、再保険の回収可能額の測定が要求される。

### 市場リスク給付

市場リスク給付は、保険者と再保険者の双方によって引受けられた契約に存在することができる。再保険者は、年金化、死亡、引出しなど、様々な GMXB の性質に関連する市場リスク保証の全部または一部を引受けることがある。ASC 944-40-25-40 は、受再保険者および出再保険者の両方が市場リスク給付ガイダンスの対象となることを明確にしている。ASC 944-40-25-25D に準拠する市場リスク給付として再保険契約を評価するために、保険契約者勘定残高への言及は、元受保険者と契約保有者との間の基礎となる契約を指す。

再保険契約が市場リスク給付の定義を満たさない場合、ASC 815 のデリバティブのガイダンスに基づいて評価され、次に、元受保険商品に類似する ASC 944-40 に基づく死亡給付または他の保険給付の性質、もしくは年金給付として評価される。

元受契約における給付の性質を再補償する再保険契約が発行された場合、市場リスク給付再保険契約の手数料は、元受契約で必要とされる手数料の計算ではなく、合意条件に基づいて計算される。独立企業間価格で交渉される再保険取引の場合、公正価値の算定において、将来の予想保険料は、現金の流入を表し、そして将来の予想給付額は現金の流出を表す。契約が売手と買手の間の独立企業間取引であると仮定すると、再保険料は公正価値のよい指標であるため、いずれの当事者も契約に加わる際、利益または損失を予想されるべきではない。

直接的な契約と同様に、市場リスク給付の定義を満たす出再保険契約における性質は、公正価値により測定される必要がある。

元受契約負債は保険者の保険契約に固有の信用リスクを考慮して測定されるが、出再側では、再保険者の取引相手としての信用リスクを考慮して再保険資産を測定する。その結果、契約上の手数料や給付が同じであっても、元受契約と出再契約の公正価値は異なる。さらに、負債における市場リスク給付の保険契約に固有の信用リスクについての直接的な変動のみがその他の包括利益において認識される。これにより、元受（および受再）保険契約についての市場リスク給付の公正価値の変動は、出再保険契約との間に、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

### 繰延契約獲得費用

現行の出再者に関する基準書 944-30 のガイダンスの下では、繰延契約獲得費用（出再繰延契約獲得費用）の回収を意味する出再保険による収入は、元受および受再保険の取引から適用される未償却繰延契約獲得費用残高と相殺される。このガイダンスは変わっていない。繰延契約獲得費用残高の純額は、簡素化された繰延契約獲得費用の償却モデルの対象であり、減損テストの対象とはならない。

実務では、一部の再保険者は、引受けた再保険の純キャッシュ・フローの一部を配分し、繰延契約獲得費用に分類している可能性がある。これは、元受契約とは異なり、配分された“支払額”は、契約を取得するために第三者に対して支払う個別の契約獲得費用ではなく、契約に関して両当事者間において交換された対価の一部として配分された金額である。従来、繰延契約獲得費用の償却方法は、（例えば、利息の付与および伝統的な保険契約においては認識された保険料に基づく償却、またはユニバーサル生命型契約に

においては見積総利益に基づく償却など)負債の測定と整合的であり、会計上の純損益は、再保険負債評価の一部として配分を扱うことと概ね整合的であった。繰延契約獲得費用における償却方法の変更を考慮すると、交換された純額対価の一部を繰延契約獲得費用に配分することが依然として適切であるかどうかは不明である。

## 表示および開示

審議の間、FASBは、現行の会計基準によって要求される開示が、限定的な判断に役立つ財務情報を提供しているという意見を利用者から聞いた。その結果、FASBは、投資家が保険会社のパフォーマンスと予想パフォーマンスを評価するためのより良い情報を提供するために、開示と表示の要求事項を拡充した。期中財務報告および年次財務報告の両方について一定の開示が要求される。そして、ASC 270「期中報告」に規定される一定の基準が満たされた場合にのみ、その他の報告が要求される。

### 負債の再測定に関する損益の個別表示

本プロジェクトの審議において、財務諸表の利用者は、将来のキャッシュ・フローの仮定の変更による負債の変動とは別に、当期における保険契約者の活動の実績と予想についての当期における影響を理解したいと希望していた。これに対応するため、新しい会計基準では、損益計算書において再測定損益を別掲表示が要求される。将来の保険契約給付に係る負債の仮定の変動、短期払込契約の繰延利益負債、および年金給付に係わる負債および死亡または他の保険給付の負債のアンロックから生じる再測定損益は、この新しい損益計算書において合算した表示または、金額を給付費用総額の一部として括弧書きで開示することができる。認識される金額は、当該期間の再測定に応じて、利益または損失のいずれかとなる可能性がある。

純保険料率法により再測定される再保険回収可能価額も再測定損益に含まれるべきである。

### 市場リスク給付の個別表示とそれに伴う公正価値の変動

FASBは、市場リスク給付の性質が新モデルにおいて公正価値で再測定されることを踏まえ、当期の公正価値再測定の影響を個別に把握することの重要性に留意した。新しいガイダンスでは、資産および負債の公正価値処理の変更について、損益計算書およびその他の包括利益の両方に新たな勘定科目を設けている。

歴史的に見て、多くの作成者は、ヘッジ対象と同じ勘定科目について、経済的デリバティブのヘッジ・エクスポージャーの結果を提示してきた。この慣行は、継続可能であり、経済的に市場リスク給付をヘッジするデリバティブは、新しい市場リスク給付を表す勘定科目を使用し計算書に含める取扱いが可能であると考えている。

市場リスク給付の資産と負債の測定手法は、他の保険資産や負債とは異なり、財政状態計算書上は、企業の市場リスク給付の帳簿価額を別途表示する必要がある。市場リスク給付と相殺する法的権利は存在しないため、市場リスク給付の経済的なヘッジのために用いられるデリバティブは、財政状態計算書において市場リスク給付と相殺することはできない。同様に、市場リスク給付の資産と負債は、別々に提示する必要がある。

## 細分化された調整表

ASC では、年次および期中報告期間の両方において、将来の保険契約給付に係る負債、保険契約者勘定残高、市場リスク給付、特別勘定負債、繰延契約獲得費用および販売誘因資産についての細分化された調整表の開示が要求される。各調整表は、財政状態計算書に含まれる期末帳簿価額および/または必要に応じて損益計算書に含まれる金額と調整しなければならない。伝統的保険契約および短期払込契約については、将来の保険料の総額および純額、ならびに将来の給付は、個別に調整表に含めなければならない。

新しいガイダンスは、細分化のレベルに関して規範的ではなく、具体的な事実と状況に依存することを示している。しかし、繰延契約獲得費用の分解された調整表は、関連する負債開示と統合的な方法で分離されることが要求される。細分化を決定する際には、以下を考慮すべきである。

- 財務諸表以外の開示(例 法定書類)
- 財務業績を評価するために最高業務執行決定者が定期的に関覧する情報
- 経営者または財務諸表の利用者が保険会社の財務実績を評価するために使用するその他の情報、または資源配分を行うために使用される情報

考慮すべき細分化された区分の例としては、対象領域の種類、地理、市場または顧客の種類(例えば、個別または企業集団(グループ)の事業ラインが挙げられる。保険者は、異なった報告セグメントからの金額を集計すべきではない。

個別の調整表ごとに、以下のような追加開示が必要となる。

- 将来の保険契約給付に係る負債および追加される年金負債、死亡その他の負債に係る加重平均デュレーションおよび金利
- 加重平均された付与利率、報告期間末現在の保険契約者勘定残高を超える最低保証支払金額および保険契約者勘定残高の負債に関連する解約返戻金
- 保険契約者勘定残高を超過する補償給付残高(例えば、純危険保険金額)および市場リスク給付の契約保有者の加重平均年齢

FASB は、作成者が新しい開示要件を遵守するのを助けるために、さまざまな個別の調整表の例を盛り込んでいる。

## 重要な判断と仮定に焦点を当てた追加開示

新しいガイダンスでは、長期保険負債、市場リスク給付、繰延契約獲得費用、販売誘因費用、保険料不足の損失の計測に用いられる重要なインプット、判断、仮定、方法、ならびにそれらの変更が測定に及ぼす影響について、新しく拡張された開示が要求される。本資料は、期中報告期間のASC 270により要求される範囲内で、年次報告期間について要求される。

さらに、伝統的保険契約および短期払込契約では、総額保険料を超える純保険料のために当期給付費用が計上される結果となった不利な開発に関する定性的および定量的な議論が必要とされる。年次および期中報告期間の両方において要求される。

また、保証された最低保証利率の範囲および利息が付与される利率と保証された最低額との差額の関連する範囲による、保険契約者の保険契約者勘定残高について表形式による表示が要求されている。この情報は、年次および期中報告期間の両方において要求される。

## 移行における開示

移行における調整に関する重要な開示要件も存在する。開示には以下の項目が含まれる。

- 選択された保険契約の開始残高(例えば、将来の保険契約者給付に係る負債、市場リスク給付)について移行日前の報告年度の期末残高について細分化した明細表区分のレベルは、年次および期中報告期間に要求される区分による調整表と整合していることが要求される。
- 利益剰余金、その他の包括利益累計額および移行時差異に関する定性的および定量的情報

## 付録 A – 主要な要求事項の概要

トピック	主要な要求事項	影響を受ける契約
<p>平準純保険料モデルにおけるキャッシュ・フロー仮定の更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 純保険料率のキャッシュ・フローの仮定(死亡率、罹病率、解約など)は、毎年同時に見直し(必要に応じて更新)する必要があり、証拠が改定の必要性を示している場合は、より頻繁に見直す必要がある。</li> <li>● 経費の仮定を更新しない選択(例えば、解約および決済費用)は、企業全体で選択が可能である。</li> <li>● キャッシュ・フロー仮定の更新による影響は、遡及的修正アプローチを用いて当期に認識し、損益計算書において個別に表示する。</li> <li>● 年次のグループ化を決定する際には、異なった発行年度からの契約をグループ化してはならない(単一の発行年度または四半期に発行される契約はグループ化してもよい)。</li> <li>● 不利な変動に対する安全割増はない。</li> <li>● 純保険料率100%を限度とし、保険料不足テストに代える。</li> <li>● 維持費用は純保険料率から除き、発生時に費用処理する。</li> </ul>	<p>無配当の伝統的な定額長期契約および短期払込契約(以下を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期生命保険</li> <li>● 終身生命保険</li> <li>● 就労不能保険</li> <li>● 長期介護保険</li> <li>● 払済年金</li> </ul>
<p>平準純保険料モデルの割引率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関連観察可能なインプットの利用を最大化し、負債のデュレーション特性を反映する中級上位の格付け(低信用リスク)の債券利回り(A格の利回りと解釈)を使用する必要がある。</li> <li>● このイールドは、現行の一般に公正妥当と認められた会計基準で用いられている「予定投資利回り」に代わるものである。</li> <li>● このガイダンスでは、イールド・カーブと加重平均金利の使い方は明記されていない。</li> <li>● 「開始時」の割引率は、平準純保険料および負債に対する金利の加算を計算するために使用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当の伝統的な定額長期契約および短期払込契約</li> </ul>
<p>平準純保険料モデルの割引率の更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各報告日(例 各四半期末)に割引率を更新する必要がある。</li> <li>● 最新の割引率は、将来の給付の現在価値、関連する保険金費用および将来の純保険料を割引いて、再測定された将来の保険契約給付に係る負債を算出するために用いられる。</li> <li>● 割引率の変動による負債の増減は、純額損益から除いてその他の包括利益に即時認識する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無配当の伝統的な定額長期契約および短期払込契約</li> </ul>

トピック	主要な要求事項	影響を受ける契約
------	---------	----------

### 追加負債 据置年金の年金給付

<p>その他の年金給付算定上の割引率および割引率の更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の支払段階に適用されるキャッシュ・フローは、中級上位の(低信用リスク)の固定金利(年金支払日における超過給付を決定するための広義の)収益商品利回り)で割引かれる。</li> <li>● 各報告日における更新が必要とされる</li> <li>● この結果もたらされる超過給付額の変動は、給付に関するキャッシュ・フロー見積額の見直しに伴い、期間にわたって認識される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASC 944-40-30-26およびASC 944-40-35-12を適用するASC 944-40-25-27に定義されるその他の年金給付</li> </ul>
---------------------------------	---	--

### 市場リスク給付

<p>市場リスク給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品固有の信用リスクの変更はその他の包括利益をとおして認識しなければならないことを除き、公正価値の変化は損益計算書に計上され、公正価値で報告されることが要求される。その結果、市場リスク給付負債や資産が発生する可能性がある。</li> <li>● 財政状態計算書、損益計算書およびその他の包括利益計算書に別途記載が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変額年金における分離勘定および一般勘定の年金契約のGMXB (GMDB、GMIB、GMAB、GMWB、生命保険に関するGMWB)</li> <li>● 名目以外の資本市場リスクが存在するのであれば、年金保証利率</li> <li>● ある種類の伝統的なユニバーサル生命保険および伝統的な年金保証(例 保険契約者勘定残高の金利フロア)および変額生命保険給付を除く</li> </ul>
----------------	--	--

### 繰延契約獲得費用および繰延契約獲得費用と整合的に償却するその他の勘定

<p>繰延契約獲得費用 償却および回収可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての長期契約に関する会計基準は、収益または収益性とは関係なく、契約の予想契約年数にわたって定額法により償却する。</li> <li>● 繰延契約獲得費用残高に関して利息が発生しない。</li> <li>● 負債の発行費用を類推し、減損テストを行わない。</li> <li>● 契約獲得費用(更新手数料等)は、発生時において資産計上し、そして償却する。</li> <li>● 仮定の変動は、将来にわたって償却される。</li> <li>● 実績による修正は、損益計算書に即座に計上される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての長期契約(実効利回り法を用いた有価証券を除く)</li> </ul>
<p>販売誘因資産、ユニバーサル生命 未稼得収益負債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しい簡素化された償却ガイダンスに従うことが要求される。</li> <li>● これらの残高は、契約キャッシュ・フローであるため、繰延契約獲得費用と異なり、ユニバーサル生命保険契約における、保険料不足テストに引続き含まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサル生命保険</li> <li>● ある種の投資契約</li> </ul>



トピック	主要な要求事項	影響を受ける契約
有配当契約 消滅時配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい簡素化された繰延契約獲得費用償却ガイダンスに基づき、繰延契約獲得費用償却に用いた基礎の現在価値に基づき一定の利率で発生した消滅時配当に利息を付与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有配当保険契約</li> </ul>
企業結合により取得した保険契約に関する「無形資産」または「他の負債」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンスの明示的な変更はないが、現時点では繰延契約獲得費用償却ガイダンスによる償却は要求していない。</li> <li>保険料不足テストは、伝統的および短期払込を含むすべての種類の長期契約に関して、現在価値による将来利益の残高によることが維持されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約</li> </ul>
再保険(資産または負債)の純原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイダンスの明示的な変更はないが、現時点では繰延契約獲得費用償却ガイダンスによる償却は要求していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約</li> </ul>

### 再保険契約

将来の保険契約給付に係る負債処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>再保険者が受再保険契約の元受保険者と同じガイダンスに従うと仮定する。</li> <li>出再保険取引は、整合性のある仮定を用いることを含め、基礎となる再保険契約と整合的な方法で認識および測定することが要求される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当の伝統的な定額長期契約および短期払込契約の受再保険契約および出再保険契約</li> </ul>
市場リスク給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場リスク給付は、保険者と再保険者の双方が作成した契約で特定する必要がある。</li> <li>再保険契約を市場リスク給付として評価するにあたり、保険契約者勘定残高という用語は、元受保険者と契約保有者との間の基礎的な契約を指す。</li> <li>出再の場合は、再保険者の取引の相手方の信用リスクを考慮して(保険者の保険契約の固有の信用リスクとは対照的に)再保険資産を測定し、市場リスク給付の公正価値の変化を計上する際に、会計上のミスマッチの可能性が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受再保険契約および出再保険契約の GMXB) 年金保険契約に含まれる(すなわちGMXB、GMDB、GMIB、GMAB、GMWB)および生命保険契約に関する GMWBについて、市場リスク保証の全部または一部を負担することができる。</li> </ul>
繰延契約獲得費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>元受契約による契約獲得費用の回収分を繰延契約獲得費用残高に計上し簡素化された繰延契約獲得費用の償却方式を採用する。</li> <li>再保険者の想定にあたっては、交換純額対価の一部を配分することが妥当であるか否かは不明である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約(実効利回り法を用いた投資契約を除く)</li> </ul>

### 表示および開示

表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>遡及的修正アプローチによる将来の保険契約給付に係る負債のキャッシュ・フロー仮定の更新の影響は、損益計算書において個別に表示しなければならない。</li> <li>市場リスク給付は、財政状態計算書において個別に表示されるべきである。市場リスク給付公正価値の変更は、商品固有の信用リスクに起因する変更を除き、別途、損益計算書に記載されるべきである。ただし、別途、その他の包括利益で記載されるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当の伝統的な定額長期保険債と短期払込契約</li> <li>市場リスク給付に係るすべての長期契約</li> </ul>
----	---	--

トピック	主要な要求事項	影響を受ける契約
開示年次および期中報告期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表との調整を含む(予定営業保険料および保険金額を含む)将来の保険契約給付に係る負債、保険契約者勘定残高、年金、死亡保険金およびその他の保険給付に関する追加負債、市場リスク給付、分離勘定、繰延契約獲得費用、および販売誘因資産についての細分化された調整表を含む開示の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約</li> </ul>
開示年次報告期間および中間報告のためのASC 270に基づく要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>インプット、判断、仮定および方法、期間中における変動およびそれらの影響に関する事項</li> <li>不利な展開に関する定性的および定量的な説明</li> <li>有配当保険契約(クローズド・ブロックを含む)およびユニバーサル生命保険契約のために用いられた、保険料不足テストの方法論および計上された負債</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約(ただし有配当契約およびユニバーサル生命型契約のみを対象としている保険料不足の開示を除く)</li> </ul>

### 経過措置

将来の保険契約給付に係る負債	<ul style="list-style-type: none"> <li>修正遡及移行アプローチ(移行時の帳簿上の残高から「ピボット」オフ) <ul style="list-style-type: none"> <li>移行時における純保険料率=将来給付現在価値から移行日現在の負債残高(その他の包括利益累計額控除後の金額)を控除した額)を将来の営業保険料の現在価値で除した額</li> <li>移行時における利益剰余金期首残高は、純保険料率100%超の負債で調整</li> <li>移行日における保有事業の平準純保険料の算定に使用する割引率は、現行の運用利回り(新しいA格レートではない)となる。</li> <li>新しいA格レートを用いて、開始その他の包括利益累計額を調整して負債を再測定する。</li> <li>既存の負債は、移行時の発行年度の cohorts に分割し、将来に向かって分割する必要がある。</li> </ul> </li> <li>一定の基準を満たす場合、「完全遡及」移行アプローチを選択する選択肢がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当の伝統的な定額長期契約と短期払込契約</li> </ul>
繰延契約獲得費用(および繰延契約獲得費用の償却と整合的に償却される他のすべての残高)	<ul style="list-style-type: none"> <li>修正遡及移行アプローチを用いて、既存の繰延契約獲得費用(および類似の残高)は移行日に保持されるが、「シャドウ」繰延契約獲得費用(および他の類似の残高)に関するその他の包括利益累計額は戻入れられる、繰延契約獲得費用(および他の類似の残高)への調整として計上されることが要求される。</li> <li>一定の基準を満たす場合、「完全な遡及的」移行アプローチを選択するオプション</li> <li>整合性を保つためには、将来の契約給付負債と繰延契約獲得費用の両方に対して、同様の移行法を適用する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての長期契約(実効利回り法を用いた投資契約を除く)</li> </ul>

トピック	主要な要求事項	影響を受ける契約
市場リスク給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移行日における公正価値要件の遡及適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正価値と移行日における帳簿価額との差額は、金融商品固有の信用リスクの変更の影響を除き、期首における利益剰余金の修正として調整される。</li> <li>○ 当初の契約発行日と移行日との間の商品固有の信用リスクの変動の累積的影響額は、特定の期首残高において認識する。</li> <li>○ 過去の仮定が観察不可能または他の方法では入手不可能であり、独立して実証できない場合(例えば、契約開始時に「帰属手数料」を計算する場合)に後知恵を使用することが認められる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 変額年金の特別勘定および一般勘定の個人年金に関するGMXB(すなわちGMDB、GMIB、GMAB、GMWB、および生命保険に関するGMWB)</li> <li>● 名目資本市場リスク以外の場合、年金における金利保証</li> <li>● 伝統的なユニバーサル生命および伝統的な年金保証(例 保険契約者勘定残高の金利フロア)および変額生命保険給付を除く</li> </ul>
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の保険契約給付に係る負債、繰延契約獲得費用、販売誘因費用および市場リスク給付に関する移行日における適用前残高から適用後残高への詳細な調整表</li> <li>● 移行時調整の影響に関する定性的および定量的な情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての長期契約</li> </ul>

## 付録 B－市場リスク給付に係る一般的な保険契約の分析

保険契約	給付の性質	現行会計モデルにおける給付の性質の取扱い	ASC 944-40-25-25C および 25D に基づく市場リスク給付か (該当しなければ、現行の会計モデルに従う)
<b>年金契約</b>			
定額年金	契約保証された最低利率をともなう不特定の一般勘定資産からのリターンを間接的に勘案することが多い、保険者の裁量による保険契約者勘定残高に対する利率	ASC 944-825-25-1 から25-2	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。
定額年金 マーケット・バリュー・アジャストメントを伴う年金	この契約は、元本の収益率に満期まで保有した場合の固定収益率を加えたもの、あるいは、解約権が満期前に契約保有者によって行使された場合のマーケット・バリュー・アジャストメントを提供している。  マーケット・バリュー・アジャストメントの価値は、通常、新規の市場価値年金購入に対して提供される現在の利息の付与利率に基づいている。	ASC 944-40-25-25	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。解約時の受取額は、金利変動を調整した保険契約者勘定残高であり、契約保有者は、実質的に、金利変動から保護されるのではなく、資本市場リスクを吸収している。
定額指数年金 (FIA) / 株価指数年金 (EIA)	保険契約者勘定残高に対して付与される付与の利率は、株価指数の実績に基づいている (例えば、契約で定められた最低利息付与利率を伴う S & P500)。	ASC 815-15	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。株価指数に基づく利息付与は、組込デリバティブである。
変額指数型年金	株価指数の実績に基づく、保険契約者勘定残高に対する利息付与の利率 (例えば、S&P 500)。  利息が付与される利率は、マイナスであってもよく、保険者がある種のダウンサイド・リスク (例えば、最初の10%の損失) を吸収し、契約保有者に残存するリスクを負う「バッファー」を保有することがある。	ASC 815-15	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。株価指数に基づく利息付与は、組込デリバティブである。
定額指数年金 (FIA) / 株価指数年金 (EIA) / 変動指数年金	GMXBs (すなわち、GMDB, GMIB, GMAB, GMWB、生命保険に関するGMWB)	ASC 944-40-30-26 から30-29  ASC 815-15 (性質により異なる)	はい、最低保証支払と保険契約者勘定残高との差額に関する保険契約者勘定残高に加え、潜在的な給付を提供する。
据置年金	年金保証は、ASC 815-15-55-58に記載された最低保証金利に基づく、定期的な年金の支払い計算を提供する。	ASC 944-40-30-26 から30-29	はい (開始時にリスクが名目以外の場合)  保険契約者勘定に追加される、最低保証支払額 (いわゆる、年金受給保証による定期的な支払い金額) と直近の利率の使用する定期的な支払金額との差額による潜在的な給付を提供する

保険契約	給付の性質	現行会計モデルにおける給付の性質の取扱い	ASC 944-40-25-25C および 25D に基づく市場リスク給付か (該当しなければ、現行の会計モデルに従う)
据置変額年金	保険契約者勘定残高に対する利息付与の利率は、指定された投資ファンドの運用実績である。	ASC 944-80-25-3	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。
最低保証給付据置変額年金、 再保険における GMXB の性質	GMXBs (すなわち、GMDB, GMIB, GMAB, GMWB、生命保険に関するGMWB)	ASC 944-80-25-3 およびASC 815(特定の性質に基づく)	はい、契約保有者(または出再者)に最低保証支払と保険契約者勘定残高の差額に関する補償を提供する。
即時払い変額年金	定期的な年金の支払いは、関連する分離勘定におけるファンドの投資実績に基づいて異なる。支払いは、一定の期間または生涯にわたって行われる。	一定の支払期間 ASC 944-825-25-1 から25-2  生存型給付 ASC 944-40-30-7	いいえ、市場リスク給付のガイダンスは、保険契約者勘定残高のある契約に適用される。払済年金には保険契約者勘定残高がなく、給付は1つしかない。
即時払い変動年金(最低保証支払期間付き)	定期年金の支払いは、契約により定められた最低保証年金の支払フロアを有する関連する分離勘定ファンドの投資実績に基づいて変動する。  支払いは、一定の期間または生涯にわたって行われる。	確定期間払い ASC 815-15 生存型給付 ASC 944-40-30-7	いいえ、市場リスク給付ガイダンスは、保険契約者勘定残高のある契約に適用される。払済年金には保険契約者勘定残高がなく、給付金は1つだけである。確定期間保証は、組込みデリバティブである。

### 生命保険商品

ユニバーサル生命保険	保険契約者勘定残高に対する利息の付与利率は、保険者の裁量による。しばしば、不特定の一般勘定資産からの運用実績に基づく間接的なものである。  契約は、最低保証金利を提供してもよいし、提供しなくてもよい。	ASC 944-40-30-16 から30-19	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。
ユニバーサル生命保険	失効保証およびユニバーサル生命の二次保証がない場合、保険契約者勘定残高が保険費用(cost of insurance)を支払うには不十分であったとしても、最低積立要件を満たすと仮定して、死亡保険金は存続する。	ASC 944-40-30-20 から30-24	いいえ、生命保険商品の死亡給付金構成要素は、市場リスク給付の範囲から除外される。
ユニバーサル生命保険	保険契約者勘定残高に対する利息の付与利率は、株式インデックスのパフォーマンスに基づいている(例えばS&P 500)。	ASC 815-15	いいえ、保険契約者勘定残高に加えて潜在的な給付を提供しない。株価指数クレジットは、組込デリバティブである。
ユニバーサル生命保険	株式指数の実績に基づく死亡給付金	ASC 944-40-30-20 から30-24	いいえ、生命保険商品の死亡給付金部分は、市場リスク給付の範囲から除外される。

保険契約	給付の性質	現行会計モデルにおける給付の性質の取扱い	ASC 944-40-25-25C および 25D に基づく市場リスク給付か (該当しなければ、現行の会計モデルに従う)
変額ユニバーサル生命保険	<p>保険契約者勘定残高に対する利息付与の利率は、指定された投資ファンドの収益に等しい。</p> <p>死亡時に、あるバージョンの商品では、保険契約者は保険契約者勘定残高の大部分と固定死亡給付金を受け取り、別のバージョンでは、保険契約者は保険契約者勘定残高と固定死亡給付金を合わせて受け取る。</p>	ASC 944-40-30-16 から30-19	いいえ、生命保険商品の死亡給付構成要素は、市場リスク給付の範囲から除外される。付与される利息は、保険契約者勘定残高に加えて、潜在的な給付を提供しない。

## お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.